

## **VII 關係法令等**



# 1 個人情報の保護に関する法律（抄）

（平成15年法律第57号）

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 国及び地方公共団体の責務等（第4条—第6条）
- 第3章 個人情報の保護に関する施策等
  - 第1節 個人情報の保護に関する基本方針（第7条）
  - 第2節 国の施策（第8条—第11条）
  - 第3節 地方公共団体の施策（第12条—第14条）
  - 第4節 国及び地方公共団体の協力（第15条）
- 第4章 個人情報取扱事業者等の義務等
  - 第1節 総則（第16条）
  - 第2節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第17条—第40条）
  - 第3節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第41条・第42条）
  - 第4節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第43条—第46条）
  - 第5節 民間団体による個人情報の保護の推進（第47条—第56条）
  - 第6節 雑則（第57条—第59条）
- 第5章 行政機関等の義務等
  - 第1節 総則（第60条）
  - 第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第61条—第73条）
  - 第3節 個人情報ファイル（第74条・第75条）
  - 第4節 開示、訂正及び利用停止
    - 第1款 開示（第76条—第89条）
    - 第2款 訂正（第90条—第97条）
    - 第3款 利用停止（第98条—第103条）
    - 第4款 審査請求（第104条—第107条）
    - 第5款 条例との関係（第108条）
  - 第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等（第109条—第123条）
  - 第6節 雑則（第124条—第129条）
- 第6章 個人情報保護委員会
  - 第1節 設置等（第130条—第145条）
  - 第2節 監督及び監視
    - 第1款 個人情報取扱事業者等の監督（第146条—第152条）
    - 第2款 認定個人情報保護団体の監督（第153条—第155条）
    - 第3款 行政機関等の監視（第156条—第160条）
  - 第3節 送達（第161条—第164条）
  - 第4節 雑則（第165条—第170条）
- 第7章 雑則（第171条—第175条）
- 第8章 罰則（第176条—第185条）
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
- (1) 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- (2) 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- (3) 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- (4) 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- (5) 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- (6) 会計検査院
- 9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。
- 10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
- (1) 行政機関
- (2) 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）
- (3) 独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第4項から第6項まで、第119条第5項から第7項まで並びに第125条第2項において同じ。）
- (4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。）

第16条第2項第4号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第7項から第9項まで、第119条第8項から第10項まで並びに第125条第2項において同じ。)

(基本理念)

第3条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第2章 国及び地方公共団体の責務等

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第2節 国の施策

(地方公共団体等への支援)

第9条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 地方公共団体の施策

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第12条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(区域内の事業者等への支援)

第13条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第14条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4節 国及び地方公共団体の協力

第15条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第4章 個人情報取扱事業者等の義務等

第1節 総則

(定義)

第16条 この章及び第8章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

- (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 2 この章及び第6章から第8章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- (1) 国の機関
  - (2) 地方公共団体
  - (3) 独立行政法人等
  - (4) 地方独立行政法人
- 3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。
- 5 この章、第6章及び第7章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第41条第1項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第2項各号に掲げる者を除く。
- 6 この章、第6章及び第7章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第43条第1項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第2項各号に掲げる者を除く。
- 7 この章、第6章及び第7章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合体であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第31条第1項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第2項各号に掲げる者を除く。
- 8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

#### 第6節 雑則

(適用の特例)

第58条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第32条から第39条まで及び第4節の規定は、適用しない。

- (1) 別表第2に掲げる法人
  - (2) 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの
- 2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事

業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第32条から第39条まで及び第4節を除く。）及び第6章から第8章までの規定を適用する。

(1) 地方公共団体の機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第2項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の運営

(2) 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営

第5章 行政機関等の義務等

第1節 総則

(定義)

第60条 この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

(1) 第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

(2) 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項



に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第3条、独立行政法人等情報公開法第3条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第13条第1項若しくは第2項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

(3) 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

#### 第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第62条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独

立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第63条 行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第64条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第65条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

(4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の報告等)

第68条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当

するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第78条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第70条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第71条 行政機関の長等は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。)

(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者(第16条第3項に規定する個人データの取扱いについて前章第2節の規定により同条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第3項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同

じ。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第72条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第73条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第128条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3節 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第74条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
  - (2) 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
  - (3) 個人情報ファイルの利用目的
  - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第9号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
  - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
  - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
  - (7) 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
  - (8) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を次条第1項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
  - (9) 第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
  - (10) 第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨
  - (11) その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
  - (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
  - (3) 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
  - (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
  - (5) 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
  - (6) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
  - (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
  - (8) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
  - (9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
  - (10) 第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報フ

## ファイル

(11) 第60条第2項第2号に係る個人情報ファイル

3 行政機関の長は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第1項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

## 第4節 開示、訂正及び利用停止

### 第1款 開示

(開示請求権)

第76条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第77条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有

個人情報特定に足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（1）開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（2）開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（3）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

（部分開示）

第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別す



ることができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第80条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第81条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第82条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(事案の移送)

第85条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第82条第1項の決定(以下この節において「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第86条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第105条第2項第3号及び第107条第1項において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第78条第1項第2号ロ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第80条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長等は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第105条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第87条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第82条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第88条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第89条 【略】

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3 前2項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

#### 4～9 【略】

##### 第2款 訂正

###### (訂正請求権)

第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

###### (訂正請求の手続)

第91条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

###### (保有個人情報の訂正義務)

第92条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

###### (訂正請求に対する措置)

第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第95条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第96条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報に第85条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第93条第1項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしてしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第97条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3款 利用停止

(利用停止請求権)

第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するとき、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第99条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」と

いう。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この節において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第103条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第4款 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第104条 行政機関の長等(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。)に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用につ

いては、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第4条(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第107条第2項の規定に基づく政令を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会(審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第50条第1項第4号において同じ。)」と、「受けたとき(前条第1項の規定による諮問を要しない場合(同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき)」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

(審査会への諮問)

第105条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第107条第1項第2号において同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 前2項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。

(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第106条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止

決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項から第3項まで、第17条、第40条、第42条、第2章第4節及び第50条第2項の規定は、適用しない。

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

表 【略】

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第107条 第86条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例)で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。

第5款 条例との関係

第108条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第109条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。)を作成することができる。

- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合(この節の規定に従う場合を含む。)
- (2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

- 3 第69条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第110条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個

個人情報ファイルについての第75条第1項の規定の適用については、同項中「第10号」とあるのは、「第10号並びに第110条各号」とする。

(1) 第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

(2) 第112条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第111条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第112条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 提案に係る個人情報ファイルの名称

(3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

(4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第116条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

(5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

(6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

(7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

(8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第113条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

(1) 未成年者

(2) 心身の故障により前条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(4) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者



(5) 第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(6) 法人その他の団体であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの  
(提案の審査等)

第114条 行政機関の長等は、第112条第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1) 第112条第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 第112条第2項第3号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

(3) 第112条第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第116条第1項の基準に適合するものであること。

(4) 第112条第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

(5) 第112条第2項第6号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

(6) 第112条第2項第5号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第112条第1項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

(2) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 行政機関の長等は、第1項の規定により審査した結果、第112条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第115条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第116条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第117条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第110条の規定により読み替えて適用する第75条第1項の規定の適用については、同項中「並びに第110条各号」とあるのは、「、第110条各号並びに第117条各号」とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項
- (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第118条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第112条第2項及び第3項並びに第113条から第115条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第112条第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第116条第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」とあるのは「第1号及び第4号から前号まで」と、第114条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第119条 1・2 【略】

3 第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4 前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

5～10 【略】

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第120条 行政機関の長等は、第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第113条各号(第118条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第121条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第109条第4項に規定する削除情報及び第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第122条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第123条 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前2項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

## 第6節 雑則

(適用除外等)

第124条 第4節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

2 保有個人情報（行政機関情報公開法第5条、独立行政法人等情報公開法第5条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその

中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4節（第4款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

（適用の特例）

第125条 第58条第2項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第1節、第66条第2項（第4号及び第5号（同項第4号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第1項、第75条、前2節、前条第2項及び第127条を除く。）の規定、第176条及び第180条の規定（これらの規定のうち第66条第2項第4号及び第5号（同項第4号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第181条の規定は、適用しない。

2 第58条第1項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第1号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第2号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第1節、第75条、前2節、前条第2項、第127条及び次章から第8章まで（第176条、第180条及び第181条を除く。）の規定を適用する。

3 第58条第1項各号及び第2項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）についての第98条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第18条若しくは第19条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第20条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第2号中「第69条第1項及び第2項又は第71条第1項」とあるのは「第27条第1項又は第28条」とする。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第127条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第112条第1項若しくは第118条第1項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第128条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

## 第6章 個人情報保護委員会

### 第2節 監督及び監視

#### 第3款 行政機関等の監視

（資料の提出の要求及び実地調査）

第156条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地

調査をさせることができる。

(指導及び助言)

第157条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第158条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)

第159条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第160条 第149条第1項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第57条第1項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

#### 第4節 雑則

(施行の状況の公表)

第165条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め)

第166条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

(条例を定めたときの届出)

第167条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

#### 第8章 罰則

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第177条 第143条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第178条 第148条第2項又は第3項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第179条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第184条第1項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第181条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第182条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第146条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(2) 第153条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第183条 第176条、第177条及び第179条から第181条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第184条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第178条及び第179条 1億円以下の罰金刑

(2) 第182条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第185条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 第30条第2項（第31条第3項において準用する場合を含む。）又は第56条の規定に違反した者

(2) 第51条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 偽りその他不正の手段により、第85条第3項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

附 則 [令和3年5月19日法律第37号]

(施行期日)

第1条 この法律は、令和3年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1～6 【略】

7 〔前略〕第51条並びに附則第9条（第3項を除く。）、第10条〔中略〕の規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

〔令和4年4月政令176号により、令和5・4・1から施行〕

（第51条の規定の施行に伴う経過措置）

第9条 1～9 【略】

10 第51条施行日前に第51条改正後個人情報保護法第2条第11項第2号又は第4号に掲げる者（第51条改正後個人情報保護法第58条第2項の規定により第51条改正後個人情報保護法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第51条改正後個人情報保護法第58条第2項第1号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第51条改正後個人情報保護法第61条第1項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第51条施行日において第51条改正後個人情報保護法第69条第2項第1号の同意があったものとみなす。

11 第51条施行日前に第51条改正後個人情報保護法第2条第11項第2号又は第4号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第51条改正後個人情報保護法第71条第1項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第51条施行日において同項の同意があったものとみなす。

12 第51条改正後個人情報保護法第71条第2項の規定は、第51条改正後個人情報保護法第2条第11項第2号又は第4号に掲げる者が第51条施行日以後に第51条改正後個人情報保護法第71条第1項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

13 第51条改正後個人情報保護法第71条第3項の規定は、第51条改正後個人情報保護法第2条第11項第2号又は第4号に掲げる者が第51条施行日以後に保有個人情報を第51条改正後個人情報保護法第71条第3項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

（第51条と条例との関係）

第10条 地方公共団体の条例の規定で、第51条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第51条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

## 2 個人情報の保護に関する法律施行令（抄）

（平成15年政令第507号）

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報取扱事業者等の義務等（第4条—第15条）
- 第3章 行政機関等の義務等（第16条—第32条）
- 第4章 個人情報保護委員会（第33条—第40条）
- 附則

#### 第1章 総則

##### （個人識別符号）

第1条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

（1）次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

- イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
- ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- ト 指紋又は掌紋

（2）旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

（3）国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

（4）道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

（5）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

（6）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

（7）次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

- イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証
- ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証
- ハ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証

（8）その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

##### （要配慮個人情報）

第2条 法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。



- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

### 第3章 行政機関等の義務等

（地方公共団体等行政文書から除かれるもの）

第16条 法第60条第1項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
  - (2) 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの
    - イ 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
    - ロ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
    - ハ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
      - (i) 当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。
      - (ii) 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。
      - (iii) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。
    - ニ 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。
    - ホ 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。
- （行政機関等匿名加工情報ファイル）

第17条 法第60条第4項第2号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容

易にするためのものを有するものとする。

(安全管理措置を講ずべき業務)

#### 第19条 1 【略】

2 法第66条第2項第4号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第2条第4項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務
- (2) 法第58条第2項第1号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であつて前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの  
(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第20条 法第74条第1項第11号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- (2) その他個人情報保護委員会規則で定める事項

2 法第74条第2項第9号の政令で定める数は、1,000人とする。

3 法第74条第2項第10号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 次に掲げる者又はこれらの者であつた者

- (i) 当該機関以外の行政機関等の職員
- (ii) 行政機関の職員以外の国家公務員であつて行政機関又は行政機関の長の任命に係る者
- (iii) 行政機関が雇い入れる者であつて国以外のもののために労務に服するもの
- (iv) 行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であつて当該事務に1年以上にわたり専ら従事すべきもの

ロ 法第74条第2項第3号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

- (2) 法第74条第2項第3号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第21条 行政機関の長等は、個人情報ファイル(法第75条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、行政機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があつたときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術

を利用する方法により公表しなければならない。

6 法第75条第1項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 法第75条第2項第3号の政令で定める個人情報ファイルは、法第60条第2項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第75条第1項の規定による公表に係る法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求における本人確認手続等)

第22条 開示請求をする者は、行政機関の長等（法第126条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第25条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

2 開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

3 法第76条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等（法第85条第1項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた行政機関の長等）に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示請求書に記載することができる事項)

第23条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第87条第1項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第1項第4号において同じ。）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨（開示決定の際に通知すべき事項）

第24条 法第82条第1項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
  - (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第87条第3項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
  - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
  - (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項（行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。）
- 2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における法第82条第1項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- (1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。） その旨及び前項各号に掲げる事項
  - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第25条 行政機関の長等は、法第86条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 法第86条第1項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 法第86条第2項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 法第86条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由（開示の実施の方法等の申出）

第26条 法第87条第3項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2 第24条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の法第82条第1項の規定による通知があった場合において、第23条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第87条第3項の規定による申出は、することを要しない。

3 法第87条第3項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

（写しの送付の求め）

#### 第28条 1～3 【略】

4 地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により納付しなければならない。

#### 5・6 【略】

（訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用）

第29条 第22条（第4項及び第5項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第3項中「第76条第2項」とあるのは、訂正請求については「第90条第2項」と、利用停止請求については「第98条第2項」と読み替えるものとする。

（行政不服審査法施行令の規定の読替え）

第30条 法第106条の規定により同条第1項の審査請求について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定が適用される場合における行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

#### 表 【略】

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第31条 法第119条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機

関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

3 前2項の手数料（以下この項において単に「手数料」という。）は、次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合を除き、個人情報保護委員会規則で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。

（1）特許庁

（2）その長が法第126条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして当該職員が官報により公示したもの

4 法第119条第3項の政令で定める額は、第1項に定める額とする。

5 法第119条第4項の同条第3項の政令で定める額を参酌して政令で定める額は、第2項に定める額とする。

（地方公共団体の長等が処理する事務）

第40条 法第26条第1項、法第146条第1項、法第162条において読み替えて準用する民事訴訟法第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条、法第163条並びに法第164条に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務（以下この条において「検査等事務」という。）は、当該権限が法第150条第1項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第4項の規定により金融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であつて当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が2以上あるときは、検査等事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

2 前項の規定は、事業所管大臣又は金融庁長官が自ら検査等事務を行うことを妨げない。

3 第1項の規定により検査等事務を行った地方公共団体の長等は、第35条第1項の規定により個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに（個人情報取扱事業者等に法第4章第2節から第4節までの規定に違反する行為があると認めるとき、又は法第26条第1項の規定による権限を行使したときは、直ちに）、その間に行った検査等事務の結果について、第35条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告しなければならない。

4 第1項の規定により地方公共団体の長等が検査等事務を行う場合においては、法中当該検査等事務に係る個人情報保護委員会に関する規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。

### 3 個人情報の保護に関する法律施行規則（抄）

（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）

（定義）

第1条 この規則において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

第2条 個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条第1号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

第3条 令第1条第7号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- （1）令第1条第7号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- （2）令第1条第7号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- （3）令第1条第7号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号  
（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第4条 令第1条第8号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- （3）出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- （4）出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- （5）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- （6）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- （7）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- （8）雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- （9）日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

（要配慮個人情報）

第5条 令第2条第1号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの  
(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

第43条 法第68条第1項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第1項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (5) 条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第68条第1項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）  
(個人情報保護委員会への報告)

第44条 行政機関の長等は、法第68条第1項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項



2 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が前条第3号に定めるものである場合にあつては、60日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 法第68条第1項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあつては、別記様式第6による報告書を提出する方法）により行うものとする。

（本人に対する通知）

第45条 行政機関の長等は、法第68条第2項本文の規定による通知をする場合には、第43条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。

（個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）

第46条 法第71条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

（1）行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

（2）保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

（外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供）

第47条 法第71条第2項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第71条第2項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1）当該外国の名称

（2）適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

（3）当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第71条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第1号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第2号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

（1）前項第1号に定める事項が特定できない旨及びその理由

（2）前項第1号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

4 第2項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第71条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第2項第3号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

（外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等）

第48条 法第71条第3項の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保す

るために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
  - (2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、保有個人情報の当該第三者への提供を停止すること。
- 2 法第71条第3項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。
- 3 行政機関の長等は、法第71条第3項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。
- (1) 当該第三者による法第71条第1項に規定する体制の整備の方法
  - (2) 当該第三者が実施する相当措置の概要
  - (3) 第1項第1号の規定による確認の頻度及び方法
  - (4) 当該外国の名称
  - (5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
  - (6) 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
  - (7) 前号の支障に関して第1項第2号の規定により当該行政機関の長等が講ずる措置の概要
- 4 行政機関の長等は、法第71条第3項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 5 行政機関の長等は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(電磁的方法)

第49条 法第73条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- (2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(令第20条第1項第2号の個人情報保護委員会規則で定める事項)

第50条 令第20条第1項第2号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に規定する他の法令の規定により特別の手續が定められているときの、当該法令の条項
- (2) 法第74条第1項の規定に基づき通知をした事項を変更しようとするときの、当該変更の予定年月日

(情報通信技術による開示請求に係る手数料の納付の方法)

第51条 令第27条第1項第2号に掲げる場合における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、同号に規定する開示請求により得られた納付情報により納付する方法とする。

（提案の募集の方法）

第53条 法第111条の規定による提案の募集は、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

（提案の方法等）

第54条 法第112条第1項の提案は、別記様式第7により行うものとする。

2 代理人によって前項の提案をする場合にあっては、別記様式第7に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

3 法第112条第2項第8号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法とする。

4 法第112条第3項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

（1）提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであつて、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

（2）提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りるもの

（3）提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

（4）前各号に掲げる書類のほか、行政機関の長等が必要と認める書類

5 前項の規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

6 法第112条第3項第1号（法第118条第2項で準用する場合を含む。）の書面は、別記様式第8によるものとする。

7 行政機関の長等は、法第112条第2項の規定により提出された書面又は同条第3項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第1項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

（心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない

い者)

第55条 法第113条第2号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数)

第56条 法第114条第1項第2号の個人情報保護委員会規則で定める数は、1,000人とする。

(提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する期間)

第57条 法第114条第1項第5号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第112条第2項第5号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

(提案に係るその他審査の基準)

第58条 法第114条第1項第7号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の長等の属する行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

(審査した結果の通知方法及び通知事項)

第59条 法第114条第2項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第9の通知書により行うものとする。

(1) 別記様式第10により作成した法第115条(法第118条第2項で準用する場合を含む。)

の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

(2) 前号の契約の締結に関する書類

2 法第114条第2項第2号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 納付すべき手数料又は利用料(以下この項において「手数料等」という。)の額

(2) 手数料等の納付方法

(3) 手数料等の納付期限

(4) 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

3 法第114条第3項の規定による通知は、別記様式第11の通知書により行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第61条 法第115条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結は、第59条第1項の書類を提出することにより行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

第62条 法第116条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)

(4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（行政機関等匿名加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項）

第63条 法第117条第1号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目とする。

（準用）

第64条 第54条（同条第6項を除く。）、第55条、第57条、第59条（同条第1項第1号を除く。）から第61条までの規定は、法第118条第1項の提案をする場合について準用する。この場合において、第54条第1項及び第2項中「別記様式第7」とあるのは「別記様式第12」と、第59条第1項中「別記様式第9」とあるのは「別記様式第13」と、第59条第3項中「別記様式第11」とあるのは「別記様式第14」と読み替えるものとする。

（行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置の基準）

第65条 法第121条第2項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第66条 法第123条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第123条第1項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第67条 法第123条第3項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（条例を定めたときの届出）

第70条 法第167条第1項の規定による届出は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の

理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第15による届出書を提出する方法)により行うものとする。

別記様式 【略】

## 4 川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例

(令和4年川崎市条例第76号)

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(保有個人情報等管理責任者)

第3条 実施機関（市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）は、保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の適正な取扱い及び維持管理のため、保有個人情報等管理責任者を定めなければならない。

(利用及び提供に係る届出等)

第4条 実施機関は、法第18条、第27条第1項若しくは第2項又は第69条第1項若しくは第2項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(個人情報ファイルの届出等)

第5条 実施機関は、個人情報ファイル（法第74条第2項第4号から第7号まで及び同項第9号に掲げるものを除く。以下この条及び附則第9項において同じ。）を保有しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 法第74条第1項各号に掲げる事項

(2) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由

(3) 保有個人情報等管理責任者

(4) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は当該個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第33条に規定する川崎市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

(保有個人情報の業務開始に係る届出等)

第6条 実施機関は、保有個人情報（個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）を構成するものその他規則で定めるものを除く。以下この条及び附則第10項において同じ。）の保有に係る業務を開始しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 業務の名称

- (2) 業務の目的
- (3) 保有個人情報の対象者
- (4) 保有個人情報の内容
- (5) 前号に規定する保有個人情報の内容に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨及び当該要配慮個人情報を必要とする理由
- (6) 保有個人情報等管理責任者
- (7) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る業務を廃止したとき、又は当該業務が法第74条第2項第9号に該当しないこととなったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

4 市長は、規則で定めるところにより、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を公表するものとする。ただし、公表することにより特定の個人が識別されるおそれがある場合は、この限りでない。

(電子計算機の接続に係る届出等)

第7条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において電気通信回線による電子計算機の接続をして保有個人情報の電子計算機による処理をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 実施機関は、前項の規定による処理を行う場合において、必要があると認めるときは、接続先において十分な個人情報の保護が図られていることを確認するとともに、接続先においてその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(開示請求書の記載事項)

第8条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(開示情報等)

第9条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、情報公開条例第8条第1号ウに掲げる情報(当該公務員等の氏名に係る部分に限る。)とする。

2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、情報公開条例第8条第5号に掲げる情報(人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報(法第78条第1項第1号に係るものを除く。))に係る部分に限る。)とする。

(開示決定等の期限)

第10条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。



(開示決定等の期限の特例)

第11条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る手数料等)

第12条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 開示請求者は、当該開示請求に係る保有個人情報の写しの交付等を受ける場合における当該写しの作成等に要する費用について、別に定める額を負担しなければならない。

(訂正請求に係る保有個人情報の対象等)

第13条 法第90条第1項の規定により訂正請求をすることができる保有個人情報には、同項各号に掲げるもののほか、次に掲げる自己を本人とする保有個人情報を含むものとする。

(1) 開示決定に基づく開示を受けていない保有個人情報

(2) 法第88条第1項の他の法令の規定による開示を受けていない保有個人情報

2 訂正請求については、法第90条第3項の規定は、適用しない。

(訂正請求書の記載事項)

第14条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(訂正決定等の期限)

第15条 訂正決定等は、訂正請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止請求に係る保有個人情報の対象等)

第16条 法第98条第1項の規定により利用停止請求をすることができる保有個人情報には、法第90条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる自己を本人とする保有個人情報を含むものとする。

(1) 開示決定に基づく開示を受けていない保有個人情報

(2) 法第88条第1項の他の法令の規定による開示を受けていない保有個人情報

2 利用停止請求については、法第98条第3項の規定は、適用しない。

(利用停止請求書の記載事項)

第17条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(利用停止決定等の期限)

第18条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第19条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(個人情報保護委員)

第20条 市長は、個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報(以下この条及び次条において「個人情報等」という。)の取扱いに関する苦情について、公正かつ簡易迅速な処理を図るため、川崎市個人情報保護委員(以下「保護委員」という。)を置く。

2 保護委員は、前項に規定する苦情の申出に基づき、必要があると認めるときは、実施機関、事業者等に対し、個人情報等の保護に関し是正その他必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 保護委員は、3人以内とする。

4 保護委員は、知識経験を有する者で人格識見の高いもののうちから市長が委嘱する。

5 保護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(実施機関等の是正措置)

第21条 実施機関、事業者等は、前条第2項の規定による保護委員の勧告があったときは、個人情報等の保護に関し是正その他必要な措置をとるよう努めなければならない。

(審議会への諮問)

第22条 実施機関は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 地域の特性に応じた個人情報の保護に関する施策を実施しようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定めようとする場合

(運営状況の報告及び公表)

第23条 市長は、毎年度、規則で定めるところにより、法及びこの条例の運営状況を取りまとめ、これを議会に報告するとともに、公表するものとする。

2 市長は、実施機関に対し、法及びこの条例の運営状況について報告を求めることができる。

(委任)

第24条 法又はこの条例に定めるもののほか、法又はこの条例の実施のため必要な事項は、市長又は実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(川崎市個人情報保護条例の廃止)

2 川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)は、廃止する。

(川崎市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の川崎市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第15条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧条例第14条第1項に規定する受託業務等に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第16条、第21条又は第23条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第36条第4項の規定により委嘱された川崎市個人情報保護委員である者は、この条例の施行の日に第20条第4項の規定により保護委員として委嘱されたものとみなす。

6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

8 前2項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第5条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。
- 10 この条例の施行の際現に実施機関が行っている保有個人情報の保有に係る業務についての第6条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「について、この条例の施行後遅滞なく」とする。

## 5 川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則

(令和5年川崎市規則第13号)

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行については、法、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。)、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。)その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び条例で使用する用語の例による。

(保有個人情報等管理責任者)

第3条 条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任者は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)第1条に規定する課及びセンターの長(課を置かない部及び室にあつては、担当課長とする。)
- (2) 市民オンブズマン事務局の担当課長
- (3) 市税事務所、中央卸売市場、区役所、看護大学、看護短期大学及び会計室の課の長(区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)及び区役所地区健康福祉ステーション(課を除く。)にあつては担当課長とし、区役所支所区民センター、区役所出張所及び市税事務所分室にあつてはこれらの長とする。)
- (4) 川崎市事業所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第39号)別表第1に規定する第1類の事業所の課の長(課を置かない事業所で、副所長を置くものにあつては当該副所長とし、副所長を置かないものにあつては担当課長とする。)
- (5) 川崎市事業所事務分掌規則別表第1に規定する第2類の事業所及び児童相談所の長(岡本太郎美術館にあつては副館長とし、こども家庭センターにあつてはこども家庭センターの課の長とする。)
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者  
(漏えい等の報告等)

第4条 実施機関は、法第68条第1項に規定する個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、速やかに、当該事態に関する個人情報保護委員会規則第44条第1項各号に掲げる事項(報告をしようとする時点において把握しているものに限る。)を市長に報告しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による報告を行った場合において、当該事態を知った日から20日以内(当該事態が個人情報保護委員会規則第43条第3号に該当する場合にあつては、50日以内)に、当該事態に関する個人情報保護委員会規則第44条第1項各号に掲げる事項を市長に報告しなければならない。ただし、当該事項の内容が前項の規定による報告の内容に比して変更がない場合は、この限りでない。

3 前2項の規定による報告は、保有個人情報漏えい等報告書(第1号様式)により行うものとする。

4 法第68条第2項の規定による通知は、実施機関が行うものとする。

(利用及び提供に係る届出等)

第5条 条例第4条第1項の規定による届出は、保有個人情報目的外利用等届出書(第2号様式)により行うものとする。

2 条例第4条第2項の規定による公表は、告示により行うものとする。

(個人情報ファイルの届出)

第6条 条例第5条第1項前段の規定による届出は、個人情報ファイル届出書(第3号様式)により行うものとする。

2 条例第5条第1項後段の規定による届出は、個人情報ファイル(変更)届出書(第4号様式)により行うものとする。

3 条例第5条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 記録情報を収集する法令の根拠

(2) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(3) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルについて、政令第21条第7項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

(4) 個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数

(5) 法第74条第2項第1号から第3号まで、第8号又は第10号のいずれかに該当する個人情報ファイルであるときは、その旨

(6) 法第60条第3項各号のいずれにも該当する個人情報ファイルであると認めるときは、法第110条各号に掲げる事項

(7) 行政機関等匿名加工情報を作成したときは、法第117条各号に掲げる事項

(8) その他市長が必要と認める事項

4 条例第5条第2項の規定による届出は、個人情報ファイル(保有終了・法第74条第2項第9号該当)届出書(第5号様式)により行うものとする。

(保有個人情報業務開始の届出等)

第7条 条例第6条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる保有個人情報とする。

(1) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するためのもの

(2) 1年以内に消去することとなる保有個人情報のみを記録するもの

(3) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する保有個人情報であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

2 条例第6条第1項前段の規定による届出は、保有個人情報業務届出書(第6号様式)により行うものとする。

3 条例第6条第1項後段の規定による届出は、保有個人情報業務(変更)届出書(第7号様式)により行うものとする。

4 条例第6条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務を担当する組織の名称

(2) 個人情報を収集する法令の根拠

(3) 業務の開始の予定年月日

(4) 個人情報の収集方法

(5) 保有個人情報の記録媒体

(6) その他市長が必要と認める事項

5 条例第6条第2項の規定による届出は、保有個人情報業務（業務廃止・法第74条第2項第9号非該当）届出書（第8号様式）により行うものとする。

6 条例第6条第4項の規定による公表は、遅滞なく、同条第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類を総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

（電子計算機の接続に係る届出）

第8条 条例第7条第1項の規定による届出は、電子計算機接続届出書（第9号様式）により行うものとする。

2 実施機関は、条例第7条第1項の規定による届出に係る電子計算機の接続をやめようとするとき、又は同項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ、電子計算機接続（接続終了・変更）届出書（第10号様式）により、その旨を市長に届け出るものとする。

（開示請求の方法等）

第9条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第11号様式）又は法第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、市長に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第8条に規定する実施機関が定める事項は、開示請求者の連絡先とする。

3 市長は、第1項第2号に掲げる方法による開示請求があった場合又は法第76条第2項の規定による開示請求があった場合には、開示請求者に対し、速やかに当該開示請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如により当該開示請求者に当該確認を行うことが困難である場合その他市長が当該開示請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

（開示決定等の通知）

第10条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（第12号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（第13号様式）により行うものとする。

（開示決定等の期限の延長の通知）

第11条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第14号様式）により行うものとする。

（開示決定等の期限の特例の通知）

第12条 条例第11条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第15号様式）により行うものとする。

（開示請求に係る事案の移送の通知）

第13条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第16号様式）により行うものとする。

（意見照会等）

第14条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（第17号様式）により行うものとする。ただし、市長が書面により行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（第18号様式）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書は、保有個人情報開示決定等意見書（第19号様式）によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書（第20号様式）により行うものとする。

（開示の実施の方法）

第15条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

（1）文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧

（2）マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

（3）写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

（4）スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

（1）文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、市長がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスク



の再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。)に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前2号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であつて、市長がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(開示の実施の方法等の申出)

第16条 法第87条第3項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書(第21号様式)又は政令第26条第3項各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(開示の実施)

第17条 保有個人情報の開示は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、写し等の交付は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付により行うことができる。

2 前項本文の場合において保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱いなければならない。

3 市長は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報の閲覧、聴取若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(開示請求に係る費用の納付)

第18条 条例第12条第2項に規定する費用及び政令第28条第4項に規定する送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第12条第2項に規定する費用の納付の方法及び政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式（1）の納入通知書により納付する方法とする。ただし、当該方法により難しいときは、この限りでない。

(訂正請求の方法等)

第19条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第22号様式）又は法第91条第1項各号（条例第13条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る訂正請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、市長に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求者の連絡先とする。

3 市長は、第1項第2号に掲げる方法による訂正請求があった場合又は法第90条第2項の規定による訂正請求があった場合には、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該訂正請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他市長が当該訂正請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(訂正決定等の通知)

第20条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（第23号様式）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（第24号様式）により行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長の通知)

第21条 条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第25号様式）により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例の通知)

第22条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第26号様式）により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第23条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第27号様式）により行うものとする。

（訂正した保有個人情報の提供先への通知）

第24条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（第28号様式）により行うものとする。

（利用停止請求の方法等）

第25条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第29号様式）又は法第99条第1項各号（条例第16条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、市長に提出するものとする。

（1）直接提出して行う方法

（2）送付して行う方法

2 条例第17条に規定する実施機関が定める事項は、利用停止請求者の連絡先とする。

3 市長は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他市長が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

（利用停止決定等の通知）

第26条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第30号様式）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第31号様式）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の延長の通知）

第27条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第32号様式）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の特例の通知）

第28条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第33号様式）により行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報に係る手数料の納付）

第29条 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料の納付の方法は、川崎市金銭会計規則第8号様式（1）の納入通知書により納付する方法とする。ただし、当該方法により難しいときは、この限りでない。

（記載事項の変更の申出）

第30条 法第112条第1項の規定による提案を行った者又は法第118条第1項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第2項（法第118条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提出した書面に記載された事項に変更（行政機関等匿名加工情報をその

用に供する事業の変更を除く。)が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書(第34号様式)により、その旨を市長に申し出るものとする。

(個人情報保護委員の任期)

第31条 条例第20条に規定する保護委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営状況の報告及び公表)

第32条 条例第23条第1項の規定による運営状況の報告は、年度ごとの個人情報ファイル及び保有個人情報の業務開始に係る届出件数、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る請求件数、請求承諾件数及び請求拒否件数、個人情報等に係る苦情の処理の件数その他の事項について、当該年度の翌年度において最初に招集される市議会定例会において行うものとする。

2 条例第23条第1項の規定による運営状況の公表は、前項に掲げる事項について、告示及びインターネットの本市のホームページへの掲載により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(川崎市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 川崎市個人情報保護条例施行規則(昭和60年川崎市規則第94号)は、廃止する。

(経過措置)

3 条例附則第5項の規定により委嘱されたものとみなされた川崎市個人情報保護委員である者の任期は、第31条の規定にかかわらず、令和5年12月31日までとする。

様式目次

様式番号	名 称	関係条文
1	保有個人情報漏えい等報告書	第4条第3項
2	保有個人情報目的外利用等届出書	第5条第1項
3	個人情報ファイル届出書	第6条第1項
4	個人情報ファイル(変更)届出書	第6条第2項
5	個人情報ファイル(保有終了・法第74条第2項第9号該当)届出書	第6条第4項
6	保有個人情報業務届出書	第7条第2項
7	保有個人情報業務(変更)届出書	第7条第3項
8	保有個人情報業務(業務廃止・法第74条第2項第9号非該当)届出書	第7条第5項
9	電子計算機接続届出書	第8条第1項
10	電子計算機接続(接続終了・変更)届出書	第8条第2項
11	保有個人情報開示請求書	第9条第1項
12	保有個人情報開示決定通知書	第10条第1項
13	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書	第10条第2項
14	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	第11条
15	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	第12条

1 6	保有個人情報開示請求事案移送通知書	第 1 3 条
1 7	第三者意見照会書（法第 8 6 条第 1 項適用）	第 1 4 条第 1 項
1 8	第三者意見照会書（法第 8 6 条第 2 項適用）	第 1 4 条第 2 項
1 9	保有個人情報開示決定等意見書	第 1 4 条第 3 項
2 0	保有個人情報の開示に関する通知書	第 1 4 条第 4 項
2 1	開示の実施方法等申出書	第 1 6 条
2 2	保有個人情報訂正請求書	第 1 9 条第 1 項
2 3	保有個人情報訂正決定通知書	第 2 0 条第 1 項
2 4	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書	第 2 0 条第 2 項
2 5	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	第 2 1 条
2 6	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	第 2 2 条
2 7	保有個人情報訂正請求事案移送通知書	第 2 3 条
2 8	保有個人情報訂正通知書	第 2 4 条
2 9	保有個人情報利用停止請求書	第 2 5 条第 1 項
3 0	保有個人情報利用停止決定通知書	第 2 6 条第 1 項
3 1	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書	第 2 6 条第 2 項
3 2	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	第 2 7 条
3 3	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	第 2 8 条
3 4	行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書	第 3 0 条

第1号様式

保有個人情報漏えい等報告書

年 月 日

川 崎 市 長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則第4条第1項又は第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 報告種別（該当する□内にレ印を記入してください。）

新規又は統報の別：□新規 □統報 前回報告： 年 月 日  
速報又は確報の別：□速報 □確報

2 報告をする組織の概要

組織の名称	局 部 課
法人番号	7000020141305
組織の所在地	
担当者の氏名等	氏 名：
	電話番号：
	組織メールアドレス：

3 報告事項

(1) 事態の概要（該当する□内にレ印を記入してください。）

発生日： 年 月 日

発覚日： 年 月 日

発生事案：□漏えい □漏えいのおそれ □滅失  
□滅失のおそれ □毀損 □毀損のおそれ

発見者：□自組織又は委託先 □取引先  
□取引先以外の外部指摘（例：市民等からの指摘）  
□カード会社又は決済代行会社  
□その他（ ）

個人情報保護委員会規則第43条各号該当性：

- 第1号（要配慮個人情報）
- 第2号（財産的被害）
- 第3号（不正の目的）
- 第4号（100人超）
- 非該当（上記に該当しない場合の報告）

報告者に個人情報の取扱いを委託した者（委託元）の有無：

- 有（名称： ）
- （住所： ）
- （電話： ）
- 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者（委託先）の有無：

- 有（名称： \_\_\_\_\_ ）  
（住所： \_\_\_\_\_ ）  
（電話： \_\_\_\_\_ ）

無

事実経過：

概要：

発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：

外部機関による調査の実施状況（個人情報保護委員会規則第43条第3号に該当する場合のみ記載）：

実施済（実施中）【依頼日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日】

実施予定【依頼予定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日】

検討中

予定なし

（詳細： \_\_\_\_\_ ）

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目（該当する□内にレ印を記入してください。）

- 媒体：紙                      電子媒体                      その他（ \_\_\_\_\_ ）  
種類：市民等                      職員                      その他（ \_\_\_\_\_ ）  
項目：氏名                      生年月日                      性別  
住所                      電話番号                      メールアドレス  
クレジットカード情報                      パスワード  
その他（ \_\_\_\_\_ ）

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数（ \_\_\_\_\_ ）人 うちクレジットカード情報含む（ \_\_\_\_\_ ）人

(4) 発生原因（該当する□内にレ印を記入してください。）

主体：報告者                      委託先                      不明

原因：不正アクセス

（攻撃箇所： \_\_\_\_\_ ）

（攻撃手法： \_\_\_\_\_ ）

誤交付                      誤送付（メール含む。）                      誤廃棄

紛失                      盗難                      職員不正

その他（ \_\_\_\_\_ ）

詳細：

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容（該当する□内にレ印を記入して

ください。)

有無：有 無 不明

詳細：

(6) 本人への対応の実施状況（該当する□内にレ印を記入してください。）

本人への対応（通知を含む。）：対応済（対応中）

対応予定

予定なし

詳細（「対応済（対応中）」又は「対応予定」の場合は具体的な対応方法を記載し、「予定なし」の場合はその理由を記載すること。）：

(7) 公表の実施状況（該当する□内にレ印を記入してください。）

事案の公表：実施済【公表日： 年 月 日】

実施予定【公表予定日： 年 月 日】

検討中 予定なし

公表の方法：ホームページに掲載 記者会見

報道機関への資料配布

その他（ ）

公表文：

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

(9) その他参考となる事項

- 注 1 続報として提出する際は、前回報告から記載を変更した箇所を下線を引いてください。
- 2 公表を予定している場合は、公表予定の文案を3（7）の「公表文」欄に記載又は添付をしてください。



第2号様式

保有個人情報目的外利用等届出書

第 号  
年 月 日

川 崎 市 長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出をする組織の名称	
目的外利用等の区分	<input type="checkbox"/> 保有個人情報（実施機関が保有する特定個人情報を除く。）の利用目的以外の目的のための利用 <input type="checkbox"/> 保有個人情報（実施機関が保有する特定個人情報を除く。）の利用目的以外の目的のための提供 <input type="checkbox"/> 実施機関が保有する特定個人情報の利用目的以外の目的のための利用 <input type="checkbox"/> 実施機関が保有する特定個人情報の利用目的以外の目的のための提供
目的外利用等をする年月日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	
目的外利用等をする保有個人情報の内容	
目的外利用等をする理由	
提供先	
保有個人情報等管理責任者	

注 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。

第3号様式

個人情報ファイル届出書

第 号  
年 月 日

川 崎 市 長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第1項前段の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報ファイルの名称	
実施機関の名称	
個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記 録 項 目	
記 録 範 囲	
記録情報の収集方法	
記録情報を収集する 法 令 の 根 拠	
記録情報に要配慮個人情報 が含まれるときは、その旨	
記録情報に要配慮個人情報 が含まれるときは、当該要配慮 個人情報を必要とする理由	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する 組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規定 による特別の手續等	
個人情報ファイルの 保有開始予定年月日	年 月 日

保有個人情報等管理責任者		
個人情報ファイルの種別		<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） （政令第21条第7項に該当するファイル： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）  <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数		
個人情報ファイル簿に記載しない事項	記録項目	
	記録情報の収集方法	
	記録情報の経常的提供先	
個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨		
法第74条第2項第1号から第3号まで、第8号又は第10号のいずれかに該当する個人情報ファイルであるときは、その旨		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

注 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。

第 4 号様式

個人情報ファイル（変更）届出書

第 号  
年 月 日

川 崎 市 長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 5 条第 1 項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報ファイルの名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
変更予定年月日	年	月 日
変更理由		
変更事項	変 更 前	変 更 後

注 「変更事項」欄には既に届け出た内容を変更しようとする事項を記載し、「変更前」欄及び「変更後」欄には変更前後の内容がわかるように記載し、変更後の内容が変更前の内容と異なる部分に下線を付してください。

第5号様式

個人情報ファイル（保有終了・法第74条第2項第9号該当）届出書

第 号  
年 月 日

川 崎 市 長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報ファイルの名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
届出の区分	<input type="checkbox"/> 保有終了 <input type="checkbox"/> 法第74条第2項第9号該当 （個人情報ファイルの本人の数が1,000人未満）
保有終了の理由	
個人情報ファイルの保有終了又は法第74条第2項第9号に該当することとなった年月日	年 月 日

注 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 届出の区分が「法第74条第2項第9号該当」である場合には、この届出に併せて、保有個人情報業務届出書（第6号様式）による届出を行ってください。



保有個人情報の内容に要配慮 個人情報が含まれるときは、 当該要配慮個人情報を必要 とする理由	
個人情報を収集する 法令の根拠	
保有個人情報等管理責任者	
業務の開始予定年月日	年 月 日
個人情報の収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 申請書等 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	<input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 親族・代理人等 <input type="checkbox"/> 本市の別の部署 <input type="checkbox"/> 本市以外の行政機関等 <input type="checkbox"/> その他 ( )
保有個人情報の記録媒体	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 電子媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備 考	

注 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。

第7号様式

保有個人情報業務（変更）届出書

第 号  
年 月 日

川 崎 市 長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第1項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

業務の名称		
業務を担当する 組 織 の 名 称		
変更予定年月日	年	月 日
変更理由		
変更事項	変 更 前	変 更 後

注 「変更事項」欄には既に届け出た内容を変更しようとする事項を記載し、「変更前」欄及び「変更後」欄には変更前後の内容がわかるように記載し、変更後の内容が変更前の内容と異なる部分に下線を付してください。



第 8 号様式

保有個人情報業務（業務廃止・法第 7 4 条第 2 項第 9 号非該当）届出書

第 号  
年 月 日

川 崎 市 長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

業務の名称	
業務を担当する組織の名称	
届出の区分	<input type="checkbox"/> 業務廃止 <input type="checkbox"/> 法第 7 4 条第 2 項第 9 号非該当 （保有個人情報の本人の数が1,000人以上）
業務廃止の理由	
業務を廃止又は法第 7 4 条第 2 項第 9 号に該当しないこととなった年月日	年 月 日

- 注 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 届出の区分が「法第 7 4 条第 2 項第 9 号非該当」である場合には、この届出に併せて、個人情報ファイル届出書（第 3 号様式）による届出を行ってください。

第9号様式

電子計算機接続届出書

第 号  
年 月 日

川 崎 市 長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称及び概要		
事務を担当する組織の名称		
接続を行う理由		
接続の開始予定 年 月 日		年 月 日
接続する保有個人情報の内容	記録項目	
	記録範囲	
	人数	_____人
要配慮個人情報の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
接続先		
システムの保守管理等を行う事業者名		
システムの構成		

システムの 利用者の 利用者	管理者	
	操作する 職員の ポスト	
	人数	
システムにおける保有 個人情報の保有期間		
実施機関又は保有個人情報 等管理責任者が講じる 保有個人情報を保護する ための措置の内容		
接続先が講じる保有 個人情報を保護する ための措置の内容		
添付資料の名称等		
備考		

- 注 1 「システム」は、実施機関以外のものとの間において電気通信回線による電子計算機の接続をして保有個人情報の電子計算機による処理を行うものをいいます。
- 2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 3 「接続を行う理由」欄には、接続を行う必要性やメリット等を記入してください。
- 4 「システムの構成」欄には、通信回線の種類、通信の暗号化等について記入してください。
- 5 「添付資料の名称等」欄について、電子計算機の接続の該当する範囲を明示したシステム概念図等の電子計算機による接続の内容がわかる資料を添付してください。

電子計算機接続（接続終了・変更）届出書

第 号  
年 月 日

川 崎 市 長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称			
事務を担当する組織の名称			
届出の区分	<input type="checkbox"/> 接続終了 <input type="checkbox"/> 届出事項の変更	接続終了又は 届出事項の変更 の予定年月日	年 月 日
接続終了又は届出事項の変更の理由			
変更事項	変 更 前	変 更 後	

- 注 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 「変更事項」欄には既に届け出た内容を変更しようとする事項を記載し、「変更前」欄及び「変更後」欄には変更前後の内容がわかるように記載し、変更後の内容が変更前の内容と異なる部分に下線を付してください。

第11号様式

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する 保有個人情報	(具体的に特定してください。)
求める開示の 実施方法等	<input type="checkbox"/> 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ ) <実施の希望日>        年        月        日 <実施の場所> <input type="checkbox"/> 事務所管課 <input type="checkbox"/> 行政情報課 <input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する。

1 開示請求者: <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 開示請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(        年        月        日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____  (3) 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類: <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類: <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )

処理欄

所 管 課:	
受 付 場 所:	
受 付:                    年度第                    号 (                    ,                    ,                    受付)	
備 考:	

注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。  
 2 「求める開示の実施方法等」欄には、開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示又は写しの送付)について希望がある場合に記載してください。  
 なお、開示の実施の方法は実施機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。  
 3  のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。



保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

川崎市長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり開示をしないことに決定しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示をしない こととした理由	
時限性開示	年 月 日以後であれば開示をしないこととした ( )を開示することができますので、同日以後に改めて開示請求をしてください。
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 —

- 注 1 「時限性開示」欄は、開示請求をしないこととした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記載しています。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

川崎市長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第10条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第10条第1項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
延長の理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 ー



第 1 5 号様式

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 1 1 条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 1 1 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
事務所管課	局 部 課 係 電話番号

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移 送 先 の 行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 部局課室名： 担 当 者 名： 所 在 地： 電 話 番 号：
備 考	
事務所管課 (移送元)	局 部 課 係 電話番号 —

第17号様式

第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

第 号  
年 月 日

様

川崎市長 印

次のとおり、\_\_\_\_\_に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている_____に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
事務所管課 (意見書の提出先)	局 部 課 係 所在地 〒 _____ 電話番号 _____

第18号様式

第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

第 号  
年 月 日

様

川崎市長 印

次のとおり、\_\_\_\_\_に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺います。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分： <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 適用理由：
開示請求に係る保有個人情報に含まれている_____に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
事務所管課 (意見書の提出先)	局 部 課 係 所在地 〒 _____ 電話番号 _____

保有個人情報開示決定等意見書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

氏 名 \_\_\_\_\_  
 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 住所又は居所 〒 \_\_\_\_\_  
 (法人その他の団体にあつては、本店又はその主たる事務所の所在地)  
 電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

<p>開示請求に係る保有 個人情報の名称等</p>	
<p>開示に関しての 御 意 見</p>	<p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がある。              (1) 支障(不利益)がある部分</p> <p>(2) 支障(不利益)の具体的理由</p>

注 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

保有個人情報の開示に関する通知書

第 号  
年 月 日

様

川崎市長 印

\_\_\_\_\_から 年 月 日付けで「保有個人情報開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている _____ に関する情報のうち開示することとしたもの	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 —

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 2 1 号様式

開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

(ふりがな)  
氏 名 \_\_\_\_\_  
住所又は居所 〒 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律第 8 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示 決定通知書の番号等	文書番号： 日 付： 年 月 日	
開示請求に係る保有 個人情報の名称等		
求める開示の 実 施 方 法	□ 閲覧・聴取・視 聴	□ 全部 □ 一部 ( ) □ 事務所管課 □ 行政情報課
	□ 写し等の窓口で の交付	□ 全部 □ 一部 ( ) □ 事務所管課 □ 行政情報課
	□ その他	□ 全部 □ 一部 ( )
開示の実施を 希望する日	年 月 日 午前・午後	
写しの送付の 希望の有無	□ 有 □ 無	

注 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 この申出は、保有個人情報開示決定通知書を受け取った日から 3 0 日以内に行ってください。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示決定通知書等	(事前に保有個人情報の開示請求をしていた場合にのみ記載してください。) 開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示を受けた日： 年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者： <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 訂正請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者(ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類： <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類： <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )

処理欄

所 管 課：	
受 付 場 所：	
受 付：	年度第 号 ( . . 受付)
備 考：	

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。  
2 「訂正請求の趣旨及び理由」欄について、「趣旨」はどのような訂正を求めらるかを、「理由」は訂正請求の理由を裏付ける根拠を、それぞれ明確かつ簡潔に記載してください。  
なお、本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。  
3 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。



第 2 3 号様式

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 3 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
訂正請求の趣旨	
訂正の内容 及 び 理 由	(訂正内容)  (訂正理由)
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 —

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 2 4 号様式

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 3 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
訂正をしない こととした理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 —

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 2 5 号様式

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 1 5 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
条例第 1 5 条第 1 項 の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
延長の理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 —

第 2 6 号様式

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 5 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 9 5 条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 ー

第 2 7 号様式

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 9 6 条第 1 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移 送 先 の 行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 部局課室名： 担 当 者 名： 所 在 地： 電 話 番 号：
備 考	
事務所管課 (移送元)	局 部 課 係 電話番号 ー

保有個人情報訂正通知書

第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をした 内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
訂正をした年月日	年 月 日
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 —

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

(ふりがな)  
氏 名 \_\_\_\_\_  
住所又は居所 〒 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

個人情報の保護に関する法律第 9 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書等	(事前に保有個人情報の開示請求をしていた場合にのみ記載してください。) 開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示を受けた日： 年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止 (理由)

1	利用停止請求者： <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2	利用停止請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに、請求の 30 日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。
3	本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者(ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類： <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類： <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

処理欄

所 管 課：	
受付場所：	
受 付：	年度第 号 ( . . 受付)
備 考：	

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
- 2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄の「理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。  
なお、本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
- 3 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止の内容及び理由	(利用停止の内容)  (利用停止の理由)
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 —

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。



第31号様式

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 —

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 3 2 号様式

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 1 8 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間 )
延長の理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 —

第 3 3 号様式

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 3 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 1 0 3 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 —

第34号様式

行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 〒 \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)

【連絡先】

担当部署名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

電子メールアドレス \_\_\_\_\_

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則第30条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
備 考		

2 変更事項に係る添付書類名

--

- 注 1 取扱従事者が変更になった場合は、取扱従事者でなくなった者が取り扱っていた行政機関等匿名加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考」欄に記載してください。
- 2 上記1の「変更内容」欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
- 3 上記2の「変更事項に係る添付書類名」欄に列記した書類を添付してください。

## 6 川崎市職員の保有個人情報等の取扱い等に関する規則

(平成17年川崎市規則第72号)

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 保有個人情報等の適正な取扱い及び維持管理（第6条～第14条）
- 第3章 情報システムのセキュリティ確保の対策等（第15条）
- 第4章 保有個人情報等の提供等をする場合の措置（第16条・第17条）
- 第5章 安全確保上の問題への対応（第18条・第19条）
- 第6章 雑則（第20条～第23条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 職員（市長事務部局の職員に限る。以下「職員」という。）による保有個人情報、保有する仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報（以下これらを「保有個人情報等」という。）の適正な取扱い及び維持管理等に関し必要な事項は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。）及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年川崎市規則第13号）並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）（以下これらを「法令」という。）その他別に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

##### （用語）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の例による。

##### （管理体制）

第3条 市長事務部局における保有個人情報等の適正な取扱い及び維持管理について統括管理するため、保有個人情報等統括管理責任者を置き、情報統括監理者（川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号）第5条第1項に規定する情報統括監理者をいう。以下同じ。）をもって充てる。

2 保有個人情報等統括管理責任者の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）法令の定めに従い講じる保有個人情報等の適正な取扱い及び維持管理のための措置の統括管理に関すること。
- （2）職員が、他の職員が法令に違反して保有個人情報等を取り扱っている事実又はその兆候を把握した場合において、条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任者（以下「保有個人情報等管理責任者」という。）へ速やかに報告するための体制の整備に関すること。
- （3）職員が、第13条第1項の事故の発生又はその兆候を把握した場合において、保有個人情報等管理責任者へ速やかに報告するための体制の整備に関すること。
- （4）前2号の規定による報告を受けた保有個人情報等管理責任者が、速やかに当該報告に係る事実、事故等に対応するための体制の整備に関すること。

3 保有個人情報等管理責任者は、所管する保有個人情報等を取り扱う職員に対し、保有個人情報等の適正な取扱い及び維持管理が行われるよう指導及び監督を行わなければならない。

4 保有個人情報等管理責任者は、前項の指導及び監督の補佐をする1名以上の保有個人情報等管理担当者を指名する。

(保有個人情報等管理会議)

第4条 前条第2項各号に掲げる保有個人情報等総括管理責任者の所掌事務に係る調査審議を行うため、保有個人情報等管理会議（以下「管理会議」という。）を設置する。

2 管理会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

3 会長は、総務企画局長をもって充てる。

4 副会長は、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部長をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員は、総務企画局職員をもって充てる。

7 管理会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

8 会長は、管理会議における調査審議の結果について必要と認める事項を保有個人情報等総括管理責任者に報告するものとする。

(研修)

第5条 市長は、職員に対し、保有個人情報等の取扱い及び維持管理についての理解を深め、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報（第17条においてこれらを「個人情報等」という。）の保護に関する意識の高揚を図るため、啓発その他必要な研修を行うものとする。

2 市長は、保有個人情報等を取り扱う情報システム（電子計算機及びネットワーク（電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。）により継続的に情報を処理する仕組みをいう。以下同じ。）の管理及び運用に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適正な維持管理のため、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理、運用及びセキュリティ確保の対策に関して必要な研修を行うものとする。

3 市長は、保有個人情報等管理責任者及び保有個人情報等管理担当者に対し、所管する保有個人情報等の適正な維持管理のため、第3条第3項の指導及び監督の実施に関して必要な研修を行うものとする。

4 保有個人情報等管理責任者は、所管する保有個人情報等の取扱いに従事する所属の職員に対し、研修への参加の機会を付与する等必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 保有個人情報等の適正な取扱い及び維持管理

(職員の責務)

第6条 職員は、法及び番号法の趣旨にのっとり、法令の定め並びに当該保有個人情報等を所管する保有個人情報等管理責任者及び保有個人情報等管理担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

(利用の制限)

第7条 保有個人情報等管理責任者は、所管する保有個人情報等の内容に応じて、保有個人情報等を利用する権限を有する者を職員のうちから特定しなければならない。この場合において、当該権限を有する者の数及びその権限の内容は、当該保有個人情報等の利用の目的を達成するために必要最小限のものとしなければならない。

- 2 前項の権限を有しない職員は、保有個人情報等を利用してはならない。
- 3 職員は、正当な行政執行に関連する目的以外の目的で保有個人情報等を利用してはならない。  
(複製等の制限)

第8条 職員は、次に掲げる行為をするときは、当該保有個人情報等を所管する保有個人情報等管理責任者の指示に従わなければならない。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等の記録媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他保有個人情報等の適正な維持管理に支障を及ぼすおそれのある行為  
(個人番号を含む個人情報の取扱い等)

第9条 職員は、個人番号利用事務(番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。)又は個人番号関係事務(同条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。)を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号(同条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)の提供を求めてはならない。

- 2 職員は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)を作成してはならない。
- 3 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。
- 4 保有個人情報等管理責任者は、保有する特定個人情報を取り扱う事務を実施する区画を明確に区分し、入退室の管理等の当該特定個人情報の適正な維持管理のために必要な措置を講ずるものとする。  
(訂正等)

第10条 職員は、保有個人情報等の内容が事実でないと思料する場合には、当該保有個人情報等を所管する保有個人情報等管理責任者の指示に従い、訂正その他正確性の確保のために必要な措置を講じなければならない。  
(入力内容の照合等)

第11条 職員は、情報システムへの入力により保有個人情報等の処理を行うに当たっては、当該処理に係る入力内容と入力原票の照合、当該処理の前後における当該保有個人情報等の内容の確認等を行うものとする。  
(仮名加工情報又は匿名加工情報であることの明示)

第12条 職員は、仮名加工情報又は匿名加工情報を保有する場合には、当該情報を所管する保有個人情報等管理責任者の指示に従い、当該情報が仮名加工情報又は匿名加工情報であることを他の職員が認識できるように、その旨を明らかにして保管しなければならない。  
(記録媒体の管理等)

第13条 職員は、保有個人情報等を所管する保有個人情報等管理責任者の指示に従い、当該保有個人情報等の記録媒体を定められた場所に保管するとともに、当該記録媒体の盗難等による当該保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の事故(以下「事故」という。)の防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 職員は、保有個人情報等を保有する必要がなくなったときは、当該保有個人情報等を所管する保有個人情報等管理責任者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該保有個人情報等の削除又は当該保有個人情報等が記録された媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報及び匿名加工情報の取扱い等の状況の記録)

第14条 保有個人情報等管理責任者は、所管する保有個人情報（個人情報ファイルを構成するもの又は条例第6条第1項の規定による保有個人情報の保有に係る業務の開始の届出に係るものに限る。）又は匿名加工情報の内容及びその取扱いの状況に応じて、保有個人情報取扱等状況記録簿（第1号様式）又は匿名加工情報取扱等状況記録簿（第2号様式）により、当該保有個人情報又は当該匿名加工情報の取扱い及び維持管理の状況について記録しなければならない。

- 2 保有個人情報等管理責任者は、前項の規定による記録を当該保有個人情報又は当該匿名加工情報を保有している間、保存しなければならない。
- 3 保有個人情報等管理責任者は、第1項の規定による記録について、滅失、毀損、盗難、不正な消去等の防止のために必要な措置を講じなければならない。

### 第3章 情報システムのセキュリティ確保の対策等

(情報システムのセキュリティ確保の対策)

第15条 保有個人情報等を取り扱う情報システムのセキュリティ確保の対策は、市長が別に定めるところによる。

### 第4章 保有個人情報等の提供等をする場合の措置

(保有個人情報等の提供をする場合の措置)

第16条 保有個人情報等管理責任者は、法第27条第1項若しくは第2項又は第69条第1項若しくは第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 提供先における業務の名称及び法令の根拠並びに提供に係る個人情報の利用の目的及び内容について書面により確認すること。
- (2) 提供先に対して個人情報の安全を確保する措置を要求し、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善の要求等をする。
- 2 保有個人情報等管理責任者は、法第73条第1項の規定により保有する仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この項において同じ。）を第三者に提供する場合又は法第109条第2項若しくは第123条第1項の規定により保有する匿名加工情報を第三者に提供する場合（行政機関等匿名加工情報を法第111条から第119条までの規定に従い提供する場合を除く。）は、提供先における業務の名称及び提供に係る法令の根拠（匿名加工情報について、提供に係る法令の根拠がない場合には、当該匿名加工情報を必要とする理由）並びに提供に係る仮名加工情報又は匿名加工情報の利用の目的及び内容について書面により確認するものとする。
- 3 保有個人情報等管理責任者は、保有する個人関連情報を第三者に提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）は、提供先における業務の名称及び提供に係る法令の根拠（提供に係る法令の根拠がない場合には、当該個人関連情報を必要とする理由）並びに提供に係る個人関連情報の利用の目的及び内容について書面により確認するものとする。



(受託業務等における個人情報等の取扱い)

第17条 保有個人情報等管理責任者は、保有個人情報等の取扱いの委託をする場合には、契約書等に次に掲げる事項を記載するとともに、受託者等における責任者及び業務従事者による維持管理及び実施体制並びに個人情報等の維持管理の状況についての検査に関する事項その他必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報等についての秘密保持に関する事項
- (2) 個人情報等を取り扱う業務の再委託の禁止、制限、事前承認その他再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報等の受託業務等に係る利用の目的以外の利用及び当該受託者等以外のものへの提供の禁止又は制限に関する事項
- (4) 個人情報等の複製の禁止又は制限に関する事項
- (5) 個人情報等の漏えい、滅失、毀損等の発生時における報告及び対応に関する事項
- (6) 個人情報等の受信及び送信並びに記録媒体の収受、送付及び保管に関する事項
- (7) 受託業務等の終了時における個人情報等の消去及び記録媒体の返却に関する事項
- (8) 前各号に掲げる事項に違反した場合における契約解除及び賠償義務に関する事項
- (9) その他必要と認める事項

2 前項の場合において、保有個人情報等管理責任者は、保有個人情報等の内容に応じて、受託者等における個人情報等の管理について、必要な指導及び監督を行わなければならない。

3 受託者等が業務を再委託する場合において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託されるときは、保有個人情報等管理責任者は、受託者等に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の内容に応じて、受託者等を通じて又は自らが前項の措置を実施するものとする。再委託を受けた者が業務を更に委託する場合において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が更に委託されるときも同様とする。

#### 第5章 安全確保上の問題への対応

(事案の発生の報告等)

第18条 職員は、他の職員が法令に違反して保有個人情報等を取り扱っている事実又はその兆候を把握した場合、事故の発生又はその兆候を把握した場合等、保有個人情報等の安全を確保する上で問題となる事案(以下「事案」という。)が発生したときは、直ちに、当該保有個人情報等を管理する保有個人情報等管理責任者へその旨を報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた保有個人情報等管理責任者は、事案が発生したと認めるときは、直ちに、事案に係る保有個人情報等及びその複製されたものの把握並びにこれらの回収、復元等を行い、当該事案による被害の拡大の防止及び復旧等を図らなければならない。

3 前項の場合において、第1項の報告を受けた保有個人情報等管理責任者は、直ちに、事案の発生した経緯、被害の状況その他当該事案に関する事実を調査し、その確認に必要な記録等の資料を収集して、市長に報告しなければならない。

4 保有個人情報等管理責任者は、市長の指示に従い、当該事案の原因の調査又は捜査機関等による当該事案に関する捜査の内容を踏まえ、事案の再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(事故の公表等)

第19条 市長は、事故の内容、影響等に応じて、当該事故の発生した経緯、被害の状況その他の当該事故に関する事実の内容、前条第4項の措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

2 保有個人情報等管理責任者は、事故による被害者に対して、当該事故の発生した経緯、被害の状況その他の当該事故に関する事実の内容の説明その他必要な対応を行うものとする。

#### 第6章 雑則

##### (監査)

第20条 市長は、保有個人情報等の取扱い及び維持管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行うものとする。

##### (点検)

第21条 保有個人情報等管理責任者は、所管する保有個人情報等並びにその記録媒体の取扱い及び維持管理の状況について、定期に又は随時に、点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を市長に報告するものとする。

##### (評価及び改善等)

第22条 市長は、保有個人情報等の適正な取扱い及び維持管理のための措置について第20条の監査及び前条の点検の結果を踏まえて評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

##### (その他必要な事項)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

##### 附 則（平成28年1月29日規則第3号）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

##### 附 則（平成28年3月31日規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

##### 附 則（令和5年3月31日規則第15号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

保有個人情報取扱等状況記録簿

個人情報ファイル又は保有個人情報の保有に係る業務の名称		
個人情報ファイル又は保有個人情報の保有に係る業務を所管する組織の名称		
取扱いの状況	保有個人情報を利用する権限を有する職員の範囲及びその人数	(職員の範囲) (職員の人数) 人
	保有個人情報を所管する組織の職員以外の者が利用する場合の有無及びその範囲	<input type="checkbox"/> 有 (利用する組織の名称及び職員の範囲) <input type="checkbox"/> 無
	保有個人情報の複製の有無	<input type="checkbox"/> 有 (複製の理由、必要性等) <input type="checkbox"/> 無
	保有個人情報の送信の有無	<input type="checkbox"/> 有 (送信の理由、必要性等及び主な送信先) <input type="checkbox"/> 無
	保有個人情報の記録媒体の外部への送付又は持ち出しの有無	<input type="checkbox"/> 有 (持ち出しの理由、必要性等) <input type="checkbox"/> 無
	その他保有個人情報の漏えい等のおそれのある行為の有無	<input type="checkbox"/> 有 (行為の内容) <input type="checkbox"/> 無
	保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 (利用する理由、必要性等及び利用の内容) ※ 利用する組織が別の組織である場合は、利用する組織の名称、利用の内容及び理由を記載すること。 <input type="checkbox"/> 無
	保有個人情報の利用目的以外の目的のための提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 (主な提供先、提供理由、必要性等) <input type="checkbox"/> 無
維持管理の状況	保有個人情報の内容の正確性の確保のために講じている措置の内容	
	保有個人情報の記録媒体の盗難等を防止するための管理の方法	
	保有個人情報を消去する場合の消去の方法	
	その他	
この記録簿の作成年月日		年 月 日
備考		

注 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入すること。

第2号様式

匿名加工情報取扱等状況記録簿

匿名加工情報の名称		
匿名加工情報を所管する組織の名称		
匿名加工情報の利用の目的及び内容 (行政機関等匿名加工情報を除く。)		
匿名加工情報の提供元 (行政機関等匿名加工情報を除く。)		
削除情報の保有の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
加工方法の情報の保有の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
取扱いの状況	匿名加工情報を利用する権限を有する職員の範囲及びその人数	(職員の範囲) (職員の人数) 人
	匿名加工情報を所管する組織の職員以外の者が利用する場合の有無及びその範囲	<input type="checkbox"/> 有 (利用する組織の名称及び職員の範囲) <input type="checkbox"/> 無
	匿名加工情報の複製の有無	<input type="checkbox"/> 有 (複製の理由、必要性等) <input type="checkbox"/> 無
	匿名加工情報の送信の有無	<input type="checkbox"/> 有 (送信の理由、必要性等及び主な送信先) <input type="checkbox"/> 無
	匿名加工情報の記録媒体の外部への送付又は持ち出しの有無	<input type="checkbox"/> 有 (持ち出しの理由、必要性等) <input type="checkbox"/> 無
	その他匿名加工情報の漏えい等のおそれのある行為の有無	<input type="checkbox"/> 有 (行為の内容) <input type="checkbox"/> 無
	匿名加工情報の提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 (主な提供先、法令の根拠) ※ 法令の根拠がない場合は、当該匿名加工情報を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 無
維持管理の状況	匿名加工情報の記録媒体の滅失等を防止するための管理の方法	
	匿名加工情報を消去する場合の消去の方法	
	その他	
この記録簿の作成年月日		年 月 日
備考		

- 注 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入すること。  
 2 「削除情報」は、匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。  
 3 「加工方法の情報」は、匿名加工情報の作成において、個人情報の保護に関する法律第43条第1項又は第116条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。

## 7 保有する死者情報の取扱い等に関する要綱

令和 5年 3月22日

4川総行情第1615号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の保有する死者情報の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「死者情報」とは、死者に関する情報（当該死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人の情報に該当する場合を除く。）であって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報に相当するものをいう。

(管理体制)

第3条 保有個人情報等管理責任者（川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）第3条に規定する保有個人情報等管理責任者をいう。以下同じ。）は、所管する死者情報を取り扱う職員に対し、死者情報の適正な取扱い及び維持管理が行われるよう指導及び監督を行わなければならない。

2 保有個人情報等管理担当者（川崎市職員の保有個人情報等の取扱い等に関する規則（平成17年川崎市規則第72号。以下「取扱い規則」という。）第3条第4項の規定により指名された保有個人情報等管理担当者をいう。以下同じ。）は、前項の指導及び監督を補佐するものとする。

(職員の責務)

第4条 職員は、保有個人情報等管理責任者及び保有個人情報等管理担当者の指示に従い、死者情報を取り扱わなければならない。

(利用の制限)

第5条 保有個人情報等管理責任者は、所管する死者情報の内容に応じて、死者情報を利用する権限を有する者を職員のうちから特定しなければならない。この場合において、当該権限を有する者の数及びその権限の内容は、当該死者情報の利用の目的を達成するために必要最小限のものとしなければならない。

2 前項の権限を有しない職員は、死者情報を利用してはならない。

3 職員は、正当な行政執行に関連する目的以外の目的で死者情報を利用してはならない。

(複製等の制限)

第6条 職員は、次に掲げる行為をするときは、当該死者情報を所管する保有個人情報等管理責任者の指示に従わなければならない。

(1) 死者情報の複製

(2) 死者情報の送信

(3) 死者情報の記録媒体の外部への送付又は持ち出し

(4) その他死者情報の適正な維持管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(訂正等)

第7条 職員は、死者情報の内容が事実でないと思料する場合には、当該死者情報を所管する保有個人情報等管理責任者の指示に従い、訂正その他正確性の確保のために必要な措置を講じなければならない。

(入力内容の照合等)

第8条 職員は、情報システムへの入力により死者情報の処理を行うに当たっては、当該処理に係る入力内容と入力原票の照合、当該処理の前後における当該死者情報の内容の確認等を行うものとする。

(記録媒体の管理等)

第9条 職員は、死者情報を所管する保有個人情報等管理責任者の指示に従い、当該死者情報の記録媒体を定められた場所に保管するとともに、当該記録媒体の盗難等による当該死者情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、死者情報を保有する必要がなくなったときは、当該死者情報を所管する保有個人情報等管理責任者の指示に従い、当該死者情報の復元又は判読が不可能な方法により当該死者情報の削除又は当該死者情報が記録された媒体の廃棄を行わなければならない。

(情報システムのセキュリティ確保)

第10条 死者情報を取り扱う情報システムのセキュリティ確保の対策については、取扱い規則第15条の適用を受ける保有個人情報等の例による。

(利用又は提供)

第11条 死者情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供(以下「利用又は提供」という。)は、法第69条の適用を受ける保有個人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)の例による。ただし、利用又は提供について別に定めがある場合、利用又は提供をすることが公益上特に必要があると認められる場合その他市長がこれにより難いと認める場合は、この限りでない。

2 死者情報を利用目的以外の目的のために提供する場合には、次の措置を講じるものとする。

(1) 提供先における業務の名称及び法令の根拠並びに提供に係る死者情報の利用の目的及び内容について書面により確認すること。

(2) 提供先に対して、必要に応じて死者情報の安全を確保する措置を求めること。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、死者情報の取扱い及び維持管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 8 川崎市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。）第3条に定める実施機関が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

### 第1 開示決定等の審査基準

法第82条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、次により行う。

- 1 開示する旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
  - (1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合
  - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
  - (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上、特に開示する必要があると認めるとき。
- 2 開示しない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
  - (1) 開示請求に係る保有個人情報の全てが不開示情報に該当し、全て不開示とする場合（不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
  - (2) 法第81条の規定により開示請求を拒否する場合
  - (3) 開示請求に係る保有個人情報を、川崎市において保有していない場合、法第124条第2項に該当する場合又は開示請求の対象が法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合
  - (4) 開示請求の対象が、法第124条第1項に該当する場合又は他の法律における法の適用除外規定により、開示請求の対象外のものである場合
  - (5) 写しの作成等に要する費用が納付されていない場合、保有個人情報の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備がある場合
  - (6) 権利濫用に関する一般法理が適用される場合
- 3 前2項の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかどうかの判断は「第2 保有個人情報該当性の判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性の判断基準」に、部分開示をすべきかどうかの判断は「第4 部分開示に関する判断基準」に、裁量的開示をすべきかどうかの判断は「第5 裁量的開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存否を明らかにせずに開示請求を拒否すべきかどうかの判断は「第6 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準」に、権利濫用に当たるかどうかの判断は「第7 権利濫用に当たるか否かの審査基準」に、それぞれ基づき行う。

### 第2 保有個人情報該当性の判断基準

開示請求の対象が法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するかどうかの判断は、同項に規定する地方公共団体等行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものかどうかにより行う。

### 第3 不開示情報該当性の判断基準

開示請求に係る行政文書に記録されている保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、次の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行うものとする。

#### 1 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1項第1号）についての判断基準

本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1項第1号）については、開示することにより深刻な問題を引き起こす可能性があるかどうかについて検討を行い、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

#### 2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号）についての判断基準

##### (1) 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号本文）については、アからオまでを踏まえ、判断する。

ア 「個人に関する情報」は、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報であって、次に該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は含まない。

(ア) 個人の属性、人格や私生活に関する情報

(イ) 個人の知的創作物に関する情報

(ウ) 組織体の構成員としての個人の活動に関する情報

イ 「その他の記述等」は、氏名及び生年月日以外の記述等であって、次に該当するものなどをいう。

(ア) 個人別に付された番号その他の符号等

(イ) 映像及び音声（特定の個人を識別することができる場合に限る。）

ウ 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができる場合をいう。

エ 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」となるものを含む。」には、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合が該当する。照合の対象となる「他の情報」は、次に該当するものをいう。

(ア) 公知の情報

(イ) 図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報

オ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するなど、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが該当する。

##### (2) 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（法第78条第1項第2号イ）については、アからウまでを踏まえ、判断する。



ア 「法令の規定」は、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 何人に対しても等しく当該情報を開示することを求めている規定

(イ) 特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定

イ 「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報には、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されているものが該当する。

ウ 「知ることが予定されている情報」には、実際には知らされていないが、将来的に知られることが予定されているものが該当する。

- (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第1項第2号ロ）には、開示請求者以外の個人に関する情報であって、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。

なお、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

- (4) 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（法第78条第1項第2号ハ）については、ア及びイを踏まえ、判断する。

ア 「職務の遂行に係る情報」には、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報が該当する。このうち、その職名と職務遂行の内容は、不開示情報とはしないこととする。

イ 公務員等の氏名は、当該公務員等の担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報に含まれる場合には、不開示情報とはしないこととする（条例第9条第1項）。

- 3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第1項第3号）の判断基準

- (1) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報（法第78条第1項第3号本文）については、アからウまでを踏まえ、判断する。

ア 「法人その他の団体等」には、株式会社等の会社、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等が該当する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 法人等の組織や事業に関する情報

(イ) 法人等の権利利益に関する情報

(ウ) 上記のほか法人等との関連性を有する情報

(エ) 法人等の構成員に関する情報

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であって、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報に該当するかどうか判断するものとする。

- (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第1項第3号ただし書）には、当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。

なお、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法第78条第1項第3号イ）については、アからエまでを踏まえ、判断する。

ア 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切が該当する。

イ 「競争上の地位」には、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位が該当する。

ウ 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が該当する。

エ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に行う。

なお、この「おそれ」には、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を必要とする。

(4) 任意に提供された情報（法第78条第1項第3号ロ）については、アからオまでを踏まえ、判断する。ただし、開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっている場合、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、不開示情報に該当しないものとする。

ア 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であって、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合が該当する。

イ 「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は該当しないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合が該当する。

ウ 「開示しない」には、法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しない場合が該当するだけでなく、第三者に対して当該情報を提供しない場合も該当する。

エ 「条件」は、次のいずれかに該当する場合をいう。なお、これらは双方の合意により成立する。

(ア) 行政機関等の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れる場合

(イ) 法人等又は事業を営む個人の側から行政機関等の要請により情報は提供するが、開示しないしてほしいと申し出る場合

オ 「法人等又は個人における通例」には、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の実務が該当する。

#### 4 審議、検討等情報（法第78条第1項第6号）の判断基準

審議、検討等情報については、アからカまでを踏まえ、判断する。

ア 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報には、次に掲げるものに関連して作成され、又は取得されたものなどが該当する。

(ア) 国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議等

(イ) 国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議及び打合せ並びに決裁を前提とした説明及び検討

(ウ) 審議会等又は行政機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議及び検討  
イ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」には、開示することにより外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合が該当する。

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」には、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれが該当する。

エ 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」には、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれが該当する。

オ 上記イからエまでにおける「不当に」には、審議、検討等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることが該当する。なお、これに該当するかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で行う。

カ 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後であっても、次の場合には、該当するかどうかの判断を行うこととする。

(ア) 当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素である場合

(イ) 当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合

(ウ) 当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせる場合及び将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合

## 5 事務又は事業に関する情報（法第78条第1項第7号）についての判断基準

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第78条第1項第7号本文）については、アからウまでを踏まえ、判断する。

ア 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断は、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかにより行う。この判断に当たっては、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で行う。

イ 「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものを必要とする。

ウ 「おそれ」の程度は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を必要とする。

(2) 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」(法第78条第1項第7号イ)については、アからエまでを踏まえ、判断する。

ア 「国の安全が害されるおそれ」には、国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。)が該当する。

イ 「他国若しくは国際機関」(以下「他国等」という。)には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等)の事務局等も該当する。

ウ 他国等との「信頼関係が損なわれるおそれ」には、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれ及び次に掲げる場合など、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれが該当する。

(ア) 開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる場合

(イ) 他国等の意思に一方的に反することとなる場合

(ウ) 他国等に不当に不利益を与えることとなる場合

エ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」には、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれが該当する。

(3) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」(法第78条第1項第7号ロ)については、アからエまでを踏まえ、判断する。

ア 「犯罪の予防」には、犯罪の発生を未然に防止することが該当する。

イ 「犯罪の鎮圧」には、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止すること及び犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることが該当する。

ウ 「犯罪の捜査」には、捜査機関において犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することが該当する。

エ 「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」は、次に該当する場合をいう。

(ア) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に代表される刑事法の執行に支障を及ぼすおそれ

(イ) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定されているものであって、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関して支障を及ぼすおそれ

(ウ) テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれ

(エ) 被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれ

- (4) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（法第78条第1項第7号ハ）については、アからクまでを踏まえ、判断する。
- ア 「監査」には、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べる事が該当する。
- イ 「検査」には、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べる事が該当する。
- ウ 「取締り」には、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保する事が該当する。
- エ 「試験」には、人の知識、能力等又は物の性能等を試す事が該当する。
- オ 「租税」には、国税、地方税が該当する。
- カ 「賦課」には、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させる事が該当する。
- キ 「徴収」には、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取る事が該当する。
- ク 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」は、具体的には、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- (ア) 事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となる場合
- (イ) 事前に開示すると、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長するほか、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがある場合
- (ウ) 事後であっても、監査内容等の詳細についてこれを開示すると、今後の法規制を免れる方法を示唆することになるような場合
- (5) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（法第78条第1項第7号ニ）については、アからエまでを踏まえ、判断する。
- ア 「契約」には、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させる事が該当する。
- イ 「交渉」には、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行う事が該当する。
- ウ 「争訟」には、訴訟、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てが該当する。
- エ 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」は、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約等であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- (ア) 取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合
- (イ) 交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがある場合

- (6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(法第78条第1項第7号ホ)は、具体的には、調査研究に係る事務に関する情報であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- (ア) 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある場合
  - (イ) 試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合
- (7) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(法第78条第1項第7号ヘ)には、具体的には、人事管理に係る事務に関する情報であって、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれが該当する。
- (8) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(法第78条第1項第7号ト)には、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を害するおそれが該当する。
- 6 人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報(法第78条第1項第1号に係るものを除く。)(条例第9条第2項)についての判断基準
- 人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報は、川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)において不開示情報と定めているもので、保有個人情報の開示請求についても適用するものであり、ア及びイを踏まえ、判断する。
- ア 「支障を及ぼすおそれがある」とは、人の生命、身体への危害をはじめとする犯罪、不正行為等の被害、さらに特定人への著しい誹謗、中傷、名誉の侵害等のおそれがあるかどうかを慎重に判断するものとする。
- イ 「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障をおよぼすおそれがある情報」は、次のいずれかに該当する場合をいう。
- (ア) 犯罪の被害者、参考人等が特定され、その結果、これらの人々の生命、身体等に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれのある情報
  - (イ) 犯罪等の情報の通報者、告発者等が特定され、その結果、これらの人々が犯罪の被害者となるおそれのある情報
  - (ウ) 個人が特定され、当該個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされることで、その結果、これらの人々が犯罪の被害者となるおそれのある情報

#### 第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る行政文書について、法第79条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、次の基準により行う。

- 1 不開示情報が含まれている場合の部分開示(法第79条第1項)については、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるかどうかの判断を行う。ただし、次のいずれかに該当する場合には、全体を不開示とする。
- ア 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合

イ 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区別は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合

ウ 電磁的記録に記録された保有個人情報において既存のプログラムで容易に区分して行うことができない場合（電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合に限る。）

エ 上記に準じる場合

2 個人識別性の除去による部分開示（法第79条第2項）については、次の事項を踏まえ、判断する。

(1) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」は、次のアの場合には該当し、イの場合には該当しない。

ア 個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのない場合

イ 作文などの個人の人格と密接に関連する情報や個人の未発表の論文等を開示すると、個人の正当な権利利益を害するおそれがある場合

(2) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当しないため、法第79条第1項の部分開示の規定を適用して開示することである。

## 第5 裁量的開示に関する判断基準

法第80条に基づく裁量的開示を行うかどうかの判断は、法第78条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合かどうかにより行う。

## 第6 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（法第81条）は、次に掲げる場合に行うこととする。

1 開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合

2 開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合

## 第7 権利濫用に当たるか否かの審査基準

権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関等の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断する。

行政機関等の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たるものとする。

## 第8 訂正決定等の審査基準

法第90条第1項に基づく訂正請求に基づき、保有個人情報の訂正が妥当かどうかの判断は、次の基準により行う。

- 1 行政機関の長等は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行う。
- 2 評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正をしない旨の決定を行う。

## 第9 利用停止決定等の審査基準

法第98条第1項に基づく利用停止請求に基づき、保有個人情報の利用停止が妥当かどうかの判断は、次の基準により行う。

利用停止決定は、保有個人情報について法第98条第1項第1号又は第2号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第30条第1項に基づき読み替えて適用する場合を含む。）に該当する事実があると行政機関の長等が認めるときに行う。ただし、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合には利用停止をしない旨の決定を行う。なお、番号法第31条第1項において、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、利用停止請求に係る法の規定は適用しないものとされていることに留意する。



## 9 川崎市情報公開・個人情報保護審査会規則

(平成13年川崎市規則第12号)

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、川崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会は、条例第25条の2本文の合議体にあつては当該合議体の長が、同条ただし書の合議体にあつては会長が招集し、それぞれその会議の議長となる。

2 前項に規定する合議体の長は、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

3 審査会は、その合議体を構成する委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務企画局において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(川崎市公文書公開審査会規則の廃止)

2 川崎市公文書公開審査会規則（昭和59年川崎市規則第60号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の川崎市公文書公開審査会規則第2条第1項の規定により定められた川崎市公文書公開審査会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第2条第1項の規定により審査会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

附 則（平成17年3月31日規則第14号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 10 川崎市情報公開運営審議会規則

(平成13年川崎市規則第13号)

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第33条第6項の規定に基づき、川崎市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第4条 審議会は、条例第33条第2項第5号の規定により調査審議するときは、小委員会を置く。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が審議会に諮って指名する。

3 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員の互選により定める。

4 委員長は、当該小委員会の事務を掌理し、審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 前条の規定は、小委員会の会議について準用する。

6 審議会は、第1項の規定により調査審議するときは、小委員会の決議をもって審議会の決議とする。

(委員でない者の出席)

第5条 審議会又は小委員会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験のある者、関係職員その他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務企画局において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(川崎市公文書公開運営審議会規則の廃止)

2 川崎市公文書公開運営審議会規則（昭和59年川崎市規則第61号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の川崎市公文書公開運営審議会規則第2条第1項の規定により定められた川崎市公文書公開審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ、この

規則の施行の日に、第2条第1項の規定により審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

附 則（平成17年3月31日規則第14号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第18号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 11 川崎市情報公開運営審議会の運営について

(平成17年5月20日決定)

川崎市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）は、その運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

### 1 非公開の決定

- (1) 審議会の会議を非公開とするときは、会長又は委員が発議し、審議会が決定する。
- (2) 非公開の決定は、審議会の出席委員の3分の2以上の賛成を要する。

### 2 議事録の作成

- (1) 会議の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。
- (2) 会議の議事録は、当該会議に出席した委員の承認を得て、審議会が確定する。

### 3 審議会の開催

審議会は、個別の諮問事項を審議するときを除いて、原則として四半期に1回開催するものとする。

### 4 小委員会の開催

審議会は、個別の諮問事項を至急審議する必要があるときは、小委員会を開催するものとする。

### 5 特定個人情報保護評価点検委員会

川崎市情報公開運営審議会規則第4条第1項に規定する小委員会の名称は、特定個人情報保護評価点検委員会とする。

附 則

平成27年4月1日改正

## 12 川崎市個人情報保護委員運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）第20条第1項の規定により設置される川崎市個人情報保護委員（以下「保護委員」という。）の職務の執行等について必要な事項を定める。

(職務の執行)

第2条 保護委員は、それぞれ独立して職務を行うものとする。

(代表保護委員)

第3条 保護委員は、互選により代表保護委員を定めるものとする。

(保護委員会議)

第4条 保護委員の職務の執行等について協議するため、保護委員会議を置く。

2 保護委員会議は、代表保護委員が招集し、主宰する。

(苦情の受付)

第5条 個人情報の保護に関する苦情の申出は口頭又は書面により受け付けるものとする。

(事情聴取)

第6条 保護委員は、前条の規定により苦情の申出を受け付けたときは、申出人から事情を聴取するものとする。

2 苦情の申出が口頭による場合は、陳述内容の要旨を記録するものとする。

(情報公開・個人情報保護審査会との協議)

第7条 保護委員は、苦情の申出に係る事案が川崎市情報公開条例第25条に規定する川崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問されている場合等には、当該事案の取扱いについて同審査会と協議することができる。

(処理及び通知)

第8条 保護委員は、申出に理由があると認めるときは、実施機関、事業者等に対して助言又は勧告を行うことにより事案の処理を図るものとする。

2 保護委員は、申出に理由がないと認めるとき、又は実施機関、事業者等がとった措置が適切と認めるときは、申出人にその旨を通知し、事案の処理を終了するものとする。

(台帳の整理)

第9条 保護委員は、苦情処理の状況を記録し、整理しておかなければならない。

附 則

この要領は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

### 13 電磁的記録の開示に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第16条第2項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第87条第1項の規定による電磁的記録の開示方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、条例若しくは川崎市情報公開条例施行規則（平成13年川崎市規則第11号。以下「規則」という。）又は法、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）若しくは川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和4年川崎市規則第13号。以下「保護細則」という。）で使用する用語の例による。

(部分的な開示の取扱い)

第3条 条例第9条第1項本文又は法第79条第1項に規定する場合における電磁的記録の部分的な開示の取扱いは、原則として、用紙に出力したものにより行う。

(複写するものの制限)

第4条 開示請求者が持参する録音カセットテープ、ビデオカセットテープ及び光ディスクへの複写による写しの交付は、行わない。

(ファイル形式の変換)

第5条 光ディスクに複写したものを交付する場合、ファイル形式等は、変更しないものとする。ただし、容易に対応できる場合には開示請求者の指定する形式等に変換することができる。

(開示に使用する機器)

第6条 規則第9条第3項第3号イ及び保護細則第15条第3項第3号イに規定する専用機器は、開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。ただし、当該機器により難いときは適当と認める方法により行うものとする。

(開示方法の調整)

第7条 開示するに当り専用機器等の使用により事務の遂行に著しい支障を及ぼす場合は、開示方法、開示の日時等を開示請求者と調整の上、開示するものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 14 公文書及び保有個人情報の写しの作成等に要する費用の額

(令和5年3月31日告示第167号)

川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第17条第2項に規定する公文書の写し及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年川崎市条例第76号)第12条第2項に規定する写しの作成等に要する費用の額については、次のとおりとする。

### 1 写し等の作成に要する費用の額

- (1) 乾式複写機により写しを作成する場合(第9号の場合を除く。)(単色刷り)  
写し1面につき10円
- (2) 乾式複写機により写しを作成する場合(第9号の場合を除く。)(多色刷り)  
写し1面につき30円
- (3) マイクロフィルムリーダープリンターにより写しを作成する場合  
写し1面につき10円
- (4) 録音カセットテープに複写する場合(第9号の場合を除く。)  
複写1巻(120分)につき110円
- (5) ビデオカセットテープに複写する場合(第9号の場合を除く。)  
複写1巻(120分)につき250円
- (6) 光ディスク(CD-R)に複写する場合  
複写1枚(700MB)につき100円
- (7) 光ディスク(DVD-R)に複写する場合  
複写1枚(7.4GB)につき120円
- (8) 第1号から第7号までにより難い場合  
写し等の作成に要する費用の実費に相当する額
- (9) 請負契約又は委託契約により写し等の作成をする場合  
当該契約で定める額

### 2 写し等の送付に要する費用の額 郵送料

#### 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 15 個人情報の保護に配慮した川崎市が設置し、又は管理する防犯（監視）カメラの画像の取扱い等に関する指針

(19川総行情第731号)

### 1 目的

この指針は、本市が設置し、又は管理する防犯（監視）カメラにより撮影し、記録される画像について、個人情報の保護に配慮した適正な画像の取扱い等が行われるよう、実施機関を対象として、基本となる事項等を整理しまとめることにより、画像の漏えいの防止など個人情報の保護を図ることを目的とする。

### 2 定義

- (1) 防犯（監視）カメラとは、川崎市が設置し、又は管理する犯罪の防止を目的とする防犯カメラ及び防災、施設管理等を目的とする監視カメラで、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性のあるものをいう。
- (2) 画像とは、防犯（監視）カメラにより撮影し、記録される画像で特定の個人を識別できる可能性のある画像を含むものをいう。
- (3) 実施機関とは、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

### 3 実施機関の責務

実施機関は、防犯（監視）カメラを設置し、又は管理し、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性があるときは、個人情報に係るプライバシーの保護を図るための措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

### 4 画像の収集、利用及び提供の制限

- (1) 実施機関は、防犯（監視）カメラを設置し、不特定多数の人の画像を収集するときは、個人情報に配慮する観点から画像の適正な維持・管理等に努め、正当な行政執行に関連があるときを除き、利用目的の範囲を超えた画像の利用や、実施機関以外のものに対する画像の提供をしない。なお、防犯（監視）カメラを設置したときは、情報公開運営審議会に設置状況等を報告するものとする。
- (2) 実施機関は、防犯（監視）カメラを設置し、他の情報と照合するなど、特定の個人が識別される画像を収集し、組織的に利用するものとして保有するときは、個人情報の保護に関する法律第60条第1項の「保有個人情報」として取り扱うものとする。なお、防犯（監視）カメラを設置したときは、情報公開運営審議会に設置状況等を報告するものとする。

### 5 管理責任者の設置等

- (1) 実施機関は、画像の適正な取扱いを確保するため、画像管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- (2) 管理責任者は、当該画像を利用して行う事務を所管する課長又はそれに相当する職にある者をもって充てる。
- (3) 管理責任者は、防犯（監視）カメラの設置表示や画像の保管方法等に係る防犯（監視）カメラの取扱マニュアル等を作成し、画像の漏えい、滅失又はき損の防止等の個人情報を保護するために必要な措置を講じる。

### 6 適正な維持管理等

実施機関は画像の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じるものとする。



- (1) 画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく撮影時の状態のまま保存する。
- (2) 防犯（監視）カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写しない。
- (3) 管理責任者の許可なく画像を記録した記録媒体を画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出さない。
- (4) 画像の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の画像の安全管理のため必要最小限度の期間とする。ただし、これによりがたい事情があるときは設置目的に応じて管理責任者が保存期間を定める。
- (5) 保存期間を経過した画像については、漏えい防止のため、これを確実にかつ速やかに消去する。また、画像を保存していた記録媒体の廃棄にあたっては、画像の消去を確実に行った上で、破砕あるいは裁断等の措置を講じる。
- (6) その他、画像の保存等にあたっては、川崎市情報セキュリティ基準を遵守する。

## 7 受託者等の義務

- (1) 実施機関から防犯（監視）カメラの設置又は管理の委託を受けた者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの（以下「受託者等」という。）が、画像を保有する場合についても実施機関と同様に個人情報の保護に努める。
- (2) 実施機関は、受託者等に対し画像の保護を図るため、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じる。

## 8 開示請求等

実施機関は、本人から画像の個人情報開示請求があったときは、画像だけではなく他の情報と照合するなど、本人の確認について慎重な措置を講じるものとする。

また、実施機関は、本人以外の者から画像の開示請求があったときは、情報公開条例により取り扱うものとする。なお、開示については「電磁的記録の開示に関する事務取扱要領（平成13年4月1日）」により行う。

## 9 苦情の処理

実施機関は、防犯（監視）カメラにより撮影し、記録される画像の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

## 10 附則

本指針は、平成19年8月1日より適用する。

### 附 則

本指針は、平成24年9月1日より適用する。

### 附 則

本指針は、平成29年11月1日より適用する。

### 附 則

本指針は、平成31年4月1日より適用する。

### 附 則

本指針は、令和5年4月1日より適用する。

16 「個人情報の保護に配慮した川崎市が設置し、又は管理する防犯（監視）カメラの画像の取扱い等に関する指針」の解説

「個人情報の保護に配慮した川崎市が設置し、又は管理する防  
犯

（監視）カメラの画像の取扱い等に関する指針」の解説

（令和5年4月改訂版）

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課情報公開担当

改訂履歴

版数	施行日
第1版	平成19年8月1日
第2版	平成22年4月1日
第3版	平成24年3月13日
第4版	平成24年9月1日
第5版	平成29年11月1日
第6版	平成31年4月1日
第7版	令和元年8月1日
第8版	令和5年4月1日

## 個人情報保護に配慮した川崎市が設置し、又は管理する防犯（監視）カメラの画像の取扱い等に関する指針」の解説

本指針は、川崎市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）答申「個人情報保護制度における防犯（監視）カメラの取扱い等について（平成19年4月）」に基づき、本市が設置し、又は管理する防犯（監視）カメラの画像について、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「個人情報保護法施行条例」という。）等との整合性を確保し、個人情報保護に配慮した適正な画像の取扱い等が行われるよう、実施機関を対象として基本となる事項等を整理しまとめ、画像の漏えいの防止など個人情報の保護を図ることを目的としたものです。なお、防犯（監視）カメラの画像の取扱い等については、画像情報としての性格や設置目的、設置区域及び撮影範囲等により個別的な対応となることも考えられますので、必要に応じ総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課まで協議することとします。

### 1 目的

この指針は、本市が設置し、又は管理する防犯（監視）カメラにより撮影し、記録される画像について、個人情報保護に配慮した適正な画像の取扱い等が行われるよう、実施機関を対象として、基本となる事項等を整理しまとめることにより、画像の漏えいの防止など個人情報の保護を図ることを目的とする。

#### （説明）

近年、犯罪等の発生にともない、公共施設等への防犯（監視）カメラ設置の必要性が論議されるとともに、経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（平成16年）」において、防犯（監視）カメラにより撮影し、記録された本人が判別できる映像情報は個人情報として取扱うことが示されています。本市が設置、又は管理する防犯（監視）カメラにより撮影し、記録される画像の取扱い等について、各々の収集目的や方法を踏まえ個人情報に配慮する事項を整理し、基本となる取扱い等を指針としてまとめることにより、画像情報の漏えいの防止など個人情報の保護を図ることを目的とします。

## 2 定義

- (1) 防犯（監視）カメラとは、川崎市が設置し、又は管理する犯罪の防止を目的とする防犯カメラ及び防災、施設管理等を目的とする監視カメラで、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性のあるものをいう。
- (2) 画像とは、防犯（監視）カメラにより撮影し、記録される画像で特定の個人を識別できる可能性のある画像を含むものをいう。
- (3) 実施機関とは、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(説明)

### (1) 「防犯（監視）カメラ」の定義

#### ア 防犯（監視）カメラ

対象とする「防犯（監視）カメラ」とは、川崎市が設置、又は管理する犯罪の防止を目的とする防犯カメラのほか、行政上の目的・用途は犯罪の防止ではないものの、市民等から見て防犯カメラと区別のつきにくい、防災、施設管理、河川等保全、道路監視等を目的とする監視カメラとし、車両に設置されるドライブレコーダー、その他個人の画像を取得するものも準じた取扱いとすることとします。

#### イ 特定の場所に継続的に設置

特定の場所に継続的に設置されている防犯（監視）カメラのみを対象とし、広報映像、事業記録や被災状況等の撮影用に利用される携帯型のビデオカメラやデジタルカメラなど可搬型のカメラ等については、被写体となる個人が撮影行為の存在やその目的、用途等を認識し、同意を得ることも可能であるため、必要に応じ個別に判断するものとします。なお、継続的に設置される期間については、個人情報保護法施行条例第5条「個人情報ファイルの届出等」の規定を踏まえ概ね1年以上を基準とします。

#### ウ 特定の個人を識別できる画像

「特定の個人を識別できる画像」とは、申請や届出にともなう個人情報の記録や防犯（監視）カメラが設置されている部屋への入退室情報など、他の情報と照合して特定の個人が識別できる画像をいいます。

#### エ 撮影する可能性のあるもの

「撮影する可能性のあるもの」とは、犯罪の防止等を目的とする防犯カメラが不特定多数の人を撮影する場合のほか、防災等を目的とする監視カメラがその設置場所や撮影範囲等から特定の個人を識別できる画像を撮影してしまう可能性がある場合を含むものです。

### (2) 「画像」の定義

「画像」とは、防犯（監視）カメラにより撮影し、記録される画像で、特定の個人を識別できる可能性のある画像を含むものをいいます。当該画像に含まれる特定の個人を識別できる画像は個人情報であり、この画像を実施機関が組織的に利用する目的で保有する場合は「保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項）」にあたります。

### (3) 「実施機関」の定義

実施機関とは、この指針に基づく防犯（監視）カメラの画像の保護を実施する本市の機関のことをいい、個人情報保護法施行条例で定められた実施機関と同じです。実施機関は、防犯（監視）カメラにより取得した個人情報を含む画像の取扱いについて、個人情報に配慮する観点から統一的な対応を行うこととします。

### 3 実施機関の責務

実施機関は、防犯（監視）カメラを設置し、又は管理し、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性があるときは、個人情報に係るプライバシーの保護を図るための措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

（説明）

防犯（監視）カメラは、人の目による見張りを補完する手段として、その有用性が高まっているとともに、防犯（監視）カメラの設置や管理に当たっては、被写体となる個人のプライバシーを侵害することのないよう十分留意する必要があります。

実施機関は、市が設置し、又は管理する防犯（監視）カメラの画像の取扱いに関して個人情報保護法を踏まえ、個人情報に配慮した適正な取扱いを行う必要があります。

### 4 画像の収集、利用及び提供の制限

（１）実施機関は、防犯（監視）カメラを設置し、不特定多数の人の画像を収集するときは、個人情報に配慮する観点から画像の適正な維持・管理等に努め、正当な行政執行に関連があるときを除き、利用目的の範囲を超えた画像の利用や、実施機関以外のものに対する画像の提供をしない。なお、防犯（監視）カメラを設置したときは、情報公開運営審議会に設置状況等を報告するものとする。

（２）実施機関は、防犯（監視）カメラを設置し、他の情報と照合するなど、特定の個人が識別される画像を収集し、組織的に利用するものとして保有するときは、個人情報の保護に関する法律第60条第1項の「保有個人情報」として取り扱うものとする。なお、防犯（監視）カメラを設置したときは、情報公開運営審議会に設置状況等を報告するものとする。

（説明）

#### （１）不特定多数の人の画像を収集するとき

実施機関は、防犯（監視）カメラの設置や防犯（監視）カメラにより撮影し、記録される範囲がその目的に照らして必要最小限度となるよう留意してください。また、特定の個人を識別せず不特定多数の人を撮影し記録された画像で、一定期間の保存の後、自動で消去される画像を収集する場合は、個人情報保護の観点から実施機関は画像の適正な維持・管理等に努め、正当な行政執行に関連があるときを除き、利用目的の範囲を超えた画像の収集や利用、実施機関以外のものに対する画像の提供をしないでください。なお、防犯（監視）カメラを設置したときは、審議会に設置状況等を報告することとします。

実施機関以外のものから画像の提供を求められた場合は、個人を識別できる可能性がある画像であることから、実施機関と同様に適正な取扱いを行うよう求める必要があります。刑事訴訟法第197条（捜査事項照会）、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜査・検証）等の法令

に基づいて画像の提供を求められた場合は、必要最小限の範囲で提供することができます。

(2) 他の情報と照合するなど、特定の個人が識別される画像を収集し、組織的に利用するため保有するとき

ア 保有個人情報としての画像の保有

防犯（監視）カメラの画像を、申請や届出にともなう個人情報の記録や防犯（監視）カメラが設置されている部屋への入退室情報など、画像だけではなく他の情報と照合して特定の個人が識別される画像を収集して組織的に利用するために保有する場合は、個人情報保護法第60条の「保有個人情報」として取り扱う必要があり、実施機関は、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、画像の利用目的をできる限り特定しなければなりません。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、画像を保有することはできません。

イ 保有個人情報としての画像の利用及び提供

(ア) 法令に基づくとき

警察等の捜査機関から画像の提供を求められた場合は、刑事訴訟法第197条（捜査関係事項照会）、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜査・検証）等の法令に基づくときは、利用目的以外の目的のために画像を自ら利用し、又は提供することができます。

(イ) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

あらかじめ本人の同意があるとき、又は本人に提供するときは、利用目的以外の目的のために画像を自ら利用し、又は提供することができます。

(ウ) 個人情報保護法第69条第2項第2号から第4号までに該当するとき

実施機関が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で画像を内部で利用する場合であって、当該画像を利用することについて相当の理由があるときなど、個人情報保護法第69条第2項第2号から第4号までに該当するときは、利用目的以外の目的のために画像を自ら利用し、又は提供することができます。

## 5 管理責任者の設置等

(1) 実施機関は、画像の適正な取扱いを確保するため、画像管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

(2) 管理責任者は、当該画像を利用して行う事務を所管する課長又はそれに相当する職にある者をもって充てる。

(3) 管理責任者は、防犯（監視）カメラの設置表示や画像の保管方法等に係る防犯（監視）カメラの取扱マニュアル等を作成し、画像の漏えい、滅失又はき損の防止等の個人情報を保護するために必要な措置を講じる。

(説明)

(1) 防犯（監視）カメラの画像管理責任者

「防犯（監視）カメラの画像管理責任者（以下「管理責任者」という。）」とは、防犯（監視）カメラにより取得した画像の適正な取扱いを図るため、個人情報保護法施行条例を踏まえ実施機関が負うべき責務等を実質的に総括する者をいいます。

## (2) 管理責任者の選任

「事務処理を所管する課長又はそれに相当する職にある者」とは、撮影し記録された画像データを管理するなど、実質的に防犯（監視）カメラの運用を行っている課長又は、それに相当する職のもの（担当課長・室長・所長等）をもって充ててください。また、実施機関が防犯（監視）カメラの設置又は管理を委託する場合や指定管理者に防犯（監視）カメラを含む施設管理を行わせる場合においても、原則として管理責任者は実施機関の職員とし、委託契約書等において受託者等における操作責任者、指定操作者等を明記するなど、受託者等の管理体制を明確にするものとします。

## (3) 管理責任者の責務

### ア 防犯（監視）カメラの設置表示

防犯（監視）カメラの設置に当たっては、市民等がその容ぼう及び姿態をみだりに撮影されない自由を有することに留意し、特定の個人を識別できる画像が本人の知らないうちに取得されてしまうこと（いわゆる「隠し撮り」）とならないよう、法令の規定や国の機関等の指示により表示しない場合を除き、防犯（監視）カメラの設置表示、設置者、連絡先等を防犯（監視）カメラの周辺にわかりやすく表示するものとします。

### イ 防犯（監視）カメラの取扱マニュアル等の作成

取扱マニュアル等には画像の保管方法等にかかわる以下の事項等を記載するものとします。

- (ア) 当該防犯（監視）カメラ（附属機器を含む。）の操作について配慮すべき事項
- (イ) 記録媒体の保管場所及び保管の具体的方法・手順
- (ウ) 管理責任者及び指定操作者
- (エ) 当該防犯（監視）カメラの設置目的に応じて定めた画像の保存期間
- (オ) 保存期間を経過した画像の消去手順
- (カ) 記録媒体を廃棄する場合の作業手順
- (キ) その他画像の安全管理を図るため必要な事項

## (4) 画像の漏えい、滅失又はき損の防止等の個人情報保護のために必要な措置

管理責任者が講じる必要な措置とは、防犯（監視）カメラの設置表示、取扱マニュアル等の作成のほか、画像の利用、提供等に関する経過の記録及び苦情処理記録の作成、職員に対する研修等です。



## 6 適正な維持管理等

実施機関は画像の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じるものとする。

- (1) 画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく撮影時の状態のままで保存する。
- (2) 防犯（監視）カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複製しない。
- (3) 管理責任者の許可なく画像を記録した記録媒体を画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出さない。
- (4) 画像の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の画像の安全管理のため必要最小限度の期間とする。ただし、これによりがたい事情があるときは設置目的に応じて管理責任者が保存期間を定める。
- (5) 保存期間を経過した画像については、漏えい防止のため、これを確実かつ速やかに消去する。また、画像を保存していた記録媒体の廃棄にあたっては、画像の消去を確実に行った上で、破砕あるいは裁断等の措置を講じる。
- (6) その他、画像の保存等にあたっては、川崎市情報セキュリティ基準を遵守する。

(説明)

### (1) 画像の加工の禁止

現在のデジタル画像処理技術は、画像上の個人の顔を別人に置き換える等の行為が容易に行える状況にあり、この規定は、意図的に個人の画像を改ざんして利用しようとする行為を防止するために設けたものです。ただし、個人の画像以外の画像の加工を妨げるものではなく、また、個人の画像の開示に伴い第三者の個人の画像の削除等を行うことや、防災カメラにより記録した画像を当該災害の記録として活用する場合における編集等、当該防犯（監視）カメラの設置目的の達成のために必要な編集行為等についてはこの規定に該当しないものとします。

### (2) 画像の複製の禁止

個人の画像の漏えい等を防止するため、画像データの複製を禁止します。ただし、防犯（監視）カメラの事故等の発生記録や防災用のカメラによる災害の記録、研究用資料等の作成のため複製する場合等、個人の画像を含む画像データを複製しなければ当該防犯（監視）カメラの設置目的を達成できない場合は除外します。

### (3) 記録媒体の持ち出しの禁止

個人の画像の漏えい等を防止するため、画像表示装置又は録画装置の設置場所から記録媒体を持ち出すことを禁止します。ただし、事故等の発生記録や災害の記録等、当該防犯（監視）カメラの設置目的を達成するため、やむを得ず記録媒体を画像表示装置又は録画装置の設置場所から記録媒体を持ち出す場合には、当該防犯（監視）カメラの管理責任者にその旨を申告し、許可を得るものとします。

### (4) 画像の保存期間

現在、記録装置はデジタル化が進み、小型・大容量のハードディスクを備え、長時間録画可能な機種が増えていますが、個人の画像の漏えい等を防止するため、画像の保存期間は漏えい、滅

失又はき損の防止、その他の画像の安全管理のため必要最小限度の期間とします。ただし、これによりがたい事情があるときは、設置目的に応じて管理責任者が保存期間を定めるものとします。

#### (5) 画像の消去

定められた保存期間を経過した画像、あるいは保存期間終了前であっても保存の必要がなくなった画像は、確実かつ速やかに消去するものとします。消去とは、当該画像を再生できない状態にすることであり、例えばビデオテープでは、上書き録画によって、DVDやハードディスクでは、ファイル削除あるいは初期化等によって前の画像を消去することをいいます。

#### (6) 記録媒体の廃棄

画像を保存していた記録媒体の廃棄に当たっては、画像の消去を確実にを行った上で、破砕あるいは裁断等の措置を講じるものとします。ハードディスクへの記録装置をレンタル契約等に基づいて返却する場合は、専用の画像データを完全に消去するツールにより確実に消去した上で返却するものとします。

#### (7) その他

画像の保存等に当たっては、川崎市情報セキュリティ基準を遵守するとともに、画像の保護対策が外部に流出することによる不正な侵入等を誘発しないよう留意するものとします。

### 7 受託者等の義務

(1) 実施機関から防犯（監視）カメラの設置又は管理の委託を受けた者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの（以下「受託者等」という。）が、画像を保有する場合についても実施機関と同様に個人情報の保護に努める。

(2) 実施機関は、受託者等に対し画像の保護を図るため、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じる。

(説明)

#### (1) 防犯（監視）カメラの設置又は管理の委託

「防犯（監視）カメラの設置又は管理の委託」とは、実施機関が、防犯（監視）カメラの設置又は防犯（監視）カメラによる画像の取得、管理、利用、提供などの事務を実施機関以外の者に委託することのほか、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設に防犯（監視）カメラが設置されている場合に、同法第244条の2第3項の規定により「指定管理者」に防犯（監視）カメラを含む当該施設の管理を行わせることを含むものです。

#### (2) 受託者等の義務

「実施機関と同様に個人情報の保護に努める。」とは、画像の適正な取扱いを図るため、個人情報保護法を踏まえ実施機関が遵守すべき事項と同様に取り扱うことをいいます。

#### (3) 遵守すべき事項等を明記

実施機関は、防犯（監視）カメラの設置又は管理を委託する場合は、委託内容に照らして個人情報取扱いに係る業務の委託等における必要な措置に関し、受託者等が遵守すべき事項等を委託契約書等に明記するものとします。

## 8 開示請求等

実施機関は、本人から画像の個人情報開示請求があったときは、画像だけではなく他の情報と照合するなど、本人の確認について慎重な措置を講じるものとする。

また、実施機関は、本人以外の者から画像の開示請求があったときは、情報公開条例により取り扱うものとする。なお、開示については「電磁的記録の開示に関する事務取扱要領（平成13年4月1日）」により行う。

### （説明）

個人情報保護法において、個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）二 個人識別符号が含まれるもの」（第2条第1項）として規定されています。保有個人情報とは、「行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、（略）地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）に記録されているものに限る。」（第60条第1項）とされています。

防犯（監視）カメラで不特定多数の人の画像を収集し、一定期間の保存の後、自動で消去される画像のうち、画像の中の情報又は画像以外の他の情報と照合しても特定の個人を識別することができない画像は、個人に関する情報ではありますが個人情報にはならないため、公文書に記録されているものであっても保有個人情報にはなりません。

例えば、事故検証等により特定の個人が識別できている場合、業務日誌など他のものと照合することにより特定の個人が識別できた場合、警察等捜査機関に画像を提供したことにより特定の個人が識別された場合などは、実施機関がその個人に関する情報が誰であるか識別できることになるため、個人情報として取り扱うこととなります。

画像としての情報は、特定の個人を識別するという個人情報の観点では、画面上の容ぼう、姿態等の外見上の情報による判断に頼らざるを得ず、また、従来の文字情報と比較し可変性・可搬性が高い情報といえます。保有個人情報としての画像の開示にあたっては、誤って本人以外の個人の画像を開示し第三者の権利利益やプライバシーを損なうことのないよう、本人を直接肉眼で確認し、画像情報との照合を複数の者が行うなど、慎重な取扱いをするものとします。

また、防犯（監視）カメラにより撮影し記録される画像で一定期間の保存の後、実施機関が組織的に画像を利用することなく自動で上書き消去されている画像は、通例、公文書管理規則・規程の定めによる公文書として一元的な管理はされていません。しかしながら、管理の実態上の観点からは、当該画像は一時的な記録ではあっても実施機関の管理下にある情報として考えられるため、情報公開条例で定められた公文書として開示請求の対象となります。なお、具体的な開示手続については「電磁的記録の開示に関する事務取扱要領（平成13年4月1日）」によることとなりますが、顔など個人が識別できる情報がある場合は、その情報を除いて部分的な開示を行うこととなります。

[根拠規定等]

- (1) 公文書管理規則第2条「所管部局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をいう。」
- (2) 情報公開条例第2条「(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって当該実施機関が管理しているものをいう。」
- (3) 川崎市公文書公開審査会諮問第47号答申（平成10年4月21日付け）
- (4) 電磁的記録の開示に関する事務取扱要領（平成13年4月1日）
- (5) 川崎市情報公開・個人情報保護審査会諮問（個人）第130号答申（平成23年12月12日付け）

## 9 苦情の処理

実施機関は、防犯（監視）カメラにより撮影し、記録される画像の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(説明)

近年、IT社会の急速な進展に伴い利便性が向上した反面、個人情報が増える危険性が増大しており、川崎市においても個人情報の保護への取組が重要な課題となっています。実施機関は、防犯（監視）カメラの画像の取扱いに関し、苦情を受けた場合は個人情報に配慮する観点から適切かつ迅速な処理に努めるものとします。

## 10 附則

本指針は、平成19年8月1日より適用する。

(説明)

本指針は、平成19年8月1日より適用としますが、既に防犯（監視）カメラを設置し、他の情報と照合して特定の個人を識別できる画像を組織的に利用するために保有している場合は、保有個人情報として条例に基づく手続が必要となりますので、総務局情報管理部行政情報課まで協議するものとします。

## 附 則

本指針は、平成24年9月1日より適用する。

(説明)

本指針の改正部分は、平成24年9月1日より適用とします。

附 則

本指針は、平成29年11月1日より適用する。

(説明)

本指針の改正部分は、平成29年11月1日より適用とします。

附 則

本指針は、平成31年4月1日より適用する。

(説明)

本指針の改正部分は、平成31年4月1日より適用とします。

附 則

本指針は、令和元年8月1日より適用する。

(説明)

本指針の改正部分は、令和元年8月1日より適用とします。

附 則

本指針は、令和5年4月1日より適用する。

(説明)

本指針の改正部分は、令和5年4月1日より適用とします。



# 個人情報保護ハンドブック

---

---

令和5年度改訂版

編集・発行 川崎市総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課

---

---

